



新潟県公報

平成31(2019)年
3月13日(水)
号 外
第 5 号

目 次

条 例

○病院及び診療所の人員及び施設に関する基準等を定める条例の制定	7
○介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の制定	8
○職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例等の一部改正	10
○新潟県手数料条例等の一部改正	14
○財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部改正	128
○新潟県民生委員定数条例の一部改正	129
○健康長寿とちぎづくり推進条例及び新潟県がん対策推進条例の一部改正	130
○新潟県安心こども基金条例の一部改正	131
○県が経営する水道用水供給事業の水道技術管理者の資格等を定める条例の一部改正	131
○学校職員定数条例の一部改正	133
○新潟県公立学校職員給与条例の一部改正	134
○新潟県産業会館設置、管理及び使用料条例の廃止	134
○新潟県国民体育大会・全国障害者スポーツ大会開催基金条例の制定	135
○新潟県県税条例等の一部改正等	135
○新潟県東日本大震災復興推進基金条例の廃止	147
○新潟県育英基金の設置及び管理に関する条例の廃止	147
○児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定	147
○新潟県議会委員会条例の一部改正	150

本号で公布された条例のあらまし

◇病院及び診療所の人員及び施設に関する基準等を定める条例の制定（新潟県条例第1号）

医療法施行規則（以下「省令」という。）の一部改正に伴い、介護老人保健施設等に転換を行う病床に係る人員配置基準の緩和措置の適用期限を平成36（2024）年3月31日まで延長すること等のため、病院及び診療所の人員及び施設に関する基準等を定める条例の全部を改正することとしました。

- 1 病院及び診療所の開設許可の申請等に係る既存の病床数等を算定するに当たっては、療養病床を有する病院又は診療所の開設者が、平成30（2018）年4月1日以後に当該病院又は診療所の療養病床の転換を行った場合における当該転換に係る介護老人保健施設又は介護医療院の入所定員数については、平成36（2024）年3月31日までの間、療養病床に係る既存の病床数とみなして算定することとしました。（第3条及び第9条関係）
- 2 精神病床（省令第51条に規定する精神病床をいう。以下同じ。）又は療養病床を有する病院の開設者が、当該病院の精神病床又は療養病床の転換を行うため、平成24（2012）年3月31日までの間にその旨を知事に届け出た場合に講じられていた当該病院における看護師、准看護師及び看護補助者（以下「看護師等」という。）の員数の基準の緩和措置の適用期限を、当該開設者が、転換を行うため、平成30（2018）年6月30日までの間に再びその旨を知事に届け出た場合には、当該転換が完了するまでの間（平成36（2024）年3月31日までの間に限る。）延長することとしました。（第5条関係）
- 3 療養病床を有する病院又は診療所であって平成24（2012）年4月1日において現に特定介護療養型医療施設（省令第53条に規定する特定介護療養型医療施設をいう。以下同じ。）又は特定病院（同条に規定する特定病院をいう。以下同じ。）若しくは特定診療所（省令第54条に規定する特定診療所をいう。以下同じ。）であるものの開設者が、同年6月30日までの間に特定介護療養型医療施設であること又は特定病院であること若しくは特定診療所であることを知事に届け出た場合に講じられていた当該病院又は診療所における看護

師等の員数の基準の緩和措置の適用期限を、当該開設者が、平成30 (2018) 年 6 月 30 日までの間に再び特定介護療養型医療施設であること又は特定病院であること若しくは特定診療所であることを知事に届け出た場合には、平成36 (2024) 年 3 月 31 日まで延長することとしました。(第 5 条及び第 7 条関係)

4 この条例は、公布の日から施行することとしました。

◇介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の制定 (栃木県条例第 2 号)

医療法等の一部改正に伴い、介護医療院の管理者が検体検査の業務を委託する場合の基準を改めること等のため、介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の全部を改正することとしました。

1 介護医療院の管理者が遺伝子関連・染色体検査の業務を委託する場合は、当該検査の精度の確保に係る責任者として、当該検査の業務に関し相当の経験を有する医師等を有する者に委託しなければならないこと等としました。(第 3 条関係)

2 施行期日等

(1) この条例は、公布の日から施行することとしました。

(2) 次の条例について、所要の規定の整備をすることとしました。

ア 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例 (第 191 条関係)

イ 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例 (第 175 条関係)

◇職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例等の一部改正 (栃木県条例第 3 号)

育児又は介護を行う職員等について、始業及び終業の時刻に関する職員からの申告を考慮し勤務時間を割り振ることができることとする等のため、次のとおり改正することとしました。

1 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例関係

(1) 育児又は介護を行う職員等であって人事委員会規則で定めるものについて、始業及び終業の時刻について職員の申告を考慮して当該職員の勤務時間を割り振ることが公務の運営に支障がないと認める場合には、人事委員会規則で定める期間ごとの期間につき 1 週間当たり 38 時間 45 分となるように当該職員の勤務時間を割り振ることができることとしました。(第 3 条関係)

(2) 所要の規定の整備をすることとしました。

2 職員の給与に関する条例関係

週休日の振替等により、あらかじめ割り振られた 1 週間の勤務時間 (以下「割振り変更前の正規の勤務時間」という。) を超えて割り振られた勤務時間中に勤務した場合に超過勤務手当が支給されることとなる当該割振り変更前の正規の勤務時間に、1 の(1)により割り振られた 1 週間の勤務時間を含めることとしました。(第 15 条関係)

3 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例関係

所要の規定の整備をすることとしました。

4 施行期日

この条例は、平成31 (2019) 年 4 月 1 日から施行することとしました。

◇栃木県手数料条例等の一部改正 (栃木県条例第 4 号)

消費税法及び栃木県県税条例の一部改正等に伴い、手数料の額を改定すること等のため、次の条例について所要の改正をすることとしました。

1 栃木県手数料条例関係 (別表第 1 関係)

(1) 栃木県立岡本台病院等の診断書又は証明書の交付手数料その他各種手数料の額を引き上げることとしました。

(2) 介護支援専門員実務研修受講試験の実施に係る手数料の額を引き上げることとしました。

(3) 牛の伝達性海綿状脳症検査手数料の額を引き上げることとしました。

(4) 用途規制の適用除外に係る許可を一度受けた建築物の増築等における用途規制の適用除外に係る許可申請手数料等を新設することとしました。

(5) 特定所有者不明土地の土地所有権等の取得の裁定申請手数料及び土地等使用権の存続期間延長の裁定申請手数料並びに特定所有者不明土地の収用又は使用の裁定申請手数料を新設することとしました。

(6) 所要の規定の整備をすることとしました。

2 栃木県保健所使用料条例関係 (第 2 条関係)

診察料及び指導料を除く使用料の額を引き上げることとしました。

3 栃木県青年の家設置、管理及び使用料条例関係 (別表関係)

宿泊に係る使用料の額を引き上げることとしました。

4 栃木県林業センター設置、管理及び使用料条例関係 (別表関係)

- セミナー室及び恒温恒湿室の使用料の額を引き上げることとしました。
- 5 栃木県行政財産使用料条例関係(別表関係)
建物の使用料その他課税対象となる使用料の額を引き上げることとしました。
 - 6 栃木県精神保健福祉センター使用料条例関係(第1条関係)
診療に係る使用料の額を引き上げることとしました。
 - 7 栃木県立美術館条例関係(第5条、別表第1及び別表第2関係)
 - (1) 撮影等料金の限度額を引き上げることとしました。
 - (2) 観覧料の額を引き上げることとしました。
 - 8 栃木県立少年自然の家設置、管理及び使用料条例関係(別表関係)
宿泊に係る使用料の額を引き上げることとしました。
 - 9 栃木県民の森条例関係(別表関係)
バンガロー、高床式固定テント及び持込みテント用キャンプ場の利用料金の基準額を引き上げることとしました。
 - 10 栃木県都市公園条例関係(別表第1及び別表第2関係)
 - (1) 運動施設の使用料その他各種使用料等の額を引き上げることとしました。
 - (2) 所要の規定の整備をすることとしました。
 - 11 北那須水道に係る水道用水の料金に関する条例関係(第3条関係)
料金を使用料金に100分の110を乗じて得た額とすることとしました。
 - 12 栃木県ライフル射撃場設置、管理及び使用料条例関係(別表関係)
射撃施設使用料及び移動標的使用料の額を引き上げることとしました。
 - 13 栃木県立博物館条例関係(第5条、別表第1及び別表第2関係)
 - (1) 撮影等料金の限度額を引き上げることとしました。
 - (2) 観覧料の額を引き上げることとしました。
 - 14 鬼怒工業用水道に係る工業用水の料金に関する条例関係(第3条関係)
料金を基本料金、使用料金、特定料金及び超過料金の合計額に100分の110を乗じて得た額とすることとしました。
 - 15 鬼怒水道に係る水道用水の料金に関する条例関係(第3条関係)
料金を使用料金に100分の110を乗じて得た額とすることとしました。
 - 16 栃木県子ども総合科学館条例関係(別表関係)
観覧料の基準額及び遊具利用料の基準額を引き上げることとしました。
 - 17 栃木県立宇都宮産業展示館設置及び管理条例関係(別表第1関係)
展示場、展示ホール及び会議室の利用料金の基準額を引き上げることとしました。
 - 18 栃木ヘリポート設置、管理及び使用料条例関係(別表関係)
着陸料及び停留料の額を引き上げることとしました。
 - 19 栃木県総合文化センター設置及び管理条例関係(別表第1関係)
ホール、楽屋、会議室、和室、練習室、リハーサル室及びギャラリーの利用料金の基準額を引き上げることとしました。
 - 20 栃木県立日光自然博物館条例関係(別表第1及び別表第2関係)
施設利用料の基準額及び小人の観覧料の基準額を引き上げることとしました。
 - 21 とちぎ花センター設置及び管理条例関係(別表第1及び別表第2関係)
ホール施設利用料の基準額及び大温室観覧料の基準額を引き上げることとしました。
 - 22 栃木県総合教育センター条例関係(別表関係)
大講義室、研修室、創作室、音楽室、体育館及びグラウンドの使用料の額を引き上げることとしました。
 - 23 栃木県体育施設設置、管理及び使用料条例関係(別表関係)
栃木県グリーンスタジアム使用料その他各種利用料金の基準額を引き上げることとしました。
 - 24 とちぎ男女共同参画センター設置及び管理条例関係(別表関係)
施設の利用料金の基準額を引き上げることとしました。
 - 25 栃木県奥日光地区駐車場設置及び管理条例関係(別表関係)
普通自動車及び大型バスの利用料金の基準額を引き上げることとしました。
 - 26 とちぎ生きがいがづくりセンター設置、管理及び使用料条例関係(第9条の2及び別表関係)
 - (1) 授業料の基準額を引き上げることとしました。
 - (2) 教室の使用料その他各種使用料の額を引き上げることとしました。
 - 27 とちぎ健康づくりセンター設置及び管理条例関係(別表第1～別表第3関係)

施設の利用料金の基準額、講座の受講料の基準額及び体力測定を受検料の基準額を引き上げることとしました。

28 栃木県営住宅条例関係 (第25条関係)

駐車場の使用料の限度額を引き上げることとしました。

29 栃木県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例関係 (別表第 1 関係)

(1) 前面道路の境界線から後退して壁面線を指定した場合における建蔽率の緩和に係る許可申請の受理等に係る事務等を新たに市町 (宇都宮市、足利市、栃木市、佐野市、鹿沼市、日光市、小山市、大田原市及び那須塩原市を除く。) が処理することとしました。

(2) 所要の規定の整備をすることとしました。

30 とちぎ福祉プラザ設置及び管理条例関係 (別表関係)

施設の利用料金の基準額を引き上げることとしました。

31 栃木県二十一世紀林業創造の森設置、管理及び使用料条例関係 (第 8 条関係)

研修宿泊施設の使用料の額を引き上げることとしました。

32 とちぎ青少年センター設置及び管理条例関係 (別表関係)

施設の利用料金の基準額を引き上げることとしました。

33 栃木県なかがわ水遊園設置及び管理条例関係 (別表関係)

観覧料の基準額を引き上げることとしました。

34 栃木県産業技術センター設置、管理及び使用料条例関係 (別表関係)

栃木県産業技術センターの多目的ホール及び大型電波暗室等並びに栃木県産業技術センター窯業技術支援センターの多目的ルームの使用料の額を引き上げることとしました。

35 栃木県立なす高原自然の家設置及び管理条例関係 (別表関係)

研修室、体育館及び体験プラザの利用料金の基準額を引き上げることとしました。

36 栃木県牧場設置及び管理条例関係 (別表関係)

肉用牛の利用料金の基準額を引き上げることとしました。

37 栃木県中禅寺湖畔国際避暑地記念施設設置及び管理条例関係 (別表第 1 関係)

施設利用料の基準額を引き上げることとしました。

38 栃木県都市公園条例及び栃木県体育施設設置、管理及び使用料条例の一部を改正する条例関係 (第 1 条関係)

(1) 栃木県総合運動公園の武道館並びに武道館の会議室、照明設備以外の設備及び備品の使用料の額を引き上げることとしました。

(2) 所要の規定の整備をすることとしました。

39 施行期日等

(1) この条例は、一部を除き、平成31 (2019) 年10月 1 日から施行することとしました。

(2) 所要の経過措置を規定することとしました。

◇財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部改正 (栃木県条例第 5 号)

1 行政財産のうち庁舎その他の建物及びその附帯施設並びにこれらの敷地についてその床面積又は敷地に余裕がある場合に当該余裕がある部分を貸し付けるとき等で、他の地方公共団体その他公共団体又は公共的団体において公用若しくは公共用又は公益事業の用に供する場合等に限り、行政財産を無償又は時価よりも低い価額で貸し付けることができることとしました。(第 4 条の 2 関係)

2 施行期日等

(1) この条例は、平成31 (2019) 年 4 月 1 日から施行することとしました。

(2) 所要の経過措置を規定することとしました。

◇栃木県民生委員定数条例の一部改正 (栃木県条例第 6 号)

1 民生委員の定数を改定するため、所要の規定の整備をすることとしました。(本則関係)

2 この条例は、平成31 (2019) 年12月 1 日から施行することとしました。

◇健康長寿とちぎづくり推進条例及び栃木県がん対策推進条例の一部改正 (栃木県条例第 7 号)

1 健康増進法の一部改正に伴い、所要の規定の整備をすることとしました。(健康長寿とちぎづくり推進条例第14条及び栃木県がん対策推進条例第12条関係)

2 この条例は、公布の日から施行することとしました。

◇栃木県安心子ども基金条例の一部改正 (栃木県条例第 8 号)

1 保育所の計画的な整備等を促進し、安心して子育てができる環境の整備を図る事業について、引き続き平成32 (2020) 年度まで実施するため、所要の規定の整備をすることとしました。(附則第 2 項関係)

2 この条例は、公布の日から施行することとしました。

◇県が経営する水道用水供給事業の水道技術管理者の資格等を定める条例の一部改正(栃木県条例第9号)

水道法施行令の一部改正に伴い、次のとおり改正することとしました。

- 1 県が経営する水道用水供給事業の布設工事監督者の資格に、専門職大学の前期課程において土木科又はこれに相当する課程(以下「土木科等」という。)を修めて修了した後5年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験(以下「実務経験」という。)を有する者を加えることとしました。(第4条関係)
- 2 県が経営する水道用水供給事業及び県が設置する専用水道(1日最大給水量が1,000立方メートル以下であるものを除く。)の水道技術管理者の資格に、専門職大学の前期課程において土木科等を修めて修了した後5年以上実務経験を有する者及び専門職大学の前期課程において土木工学以外の工学、理学、農学、医学若しくは薬学に関する学科目又はこれらに相当する学科目(以下「土木工学以外の工学等」という。)を修めて修了した後6年以上実務経験を有する者を加えることとしました。
- 3 県が設置する専用水道(1日最大給水量が1,000立方メートル以下であるものに限る。)の水道技術管理者の資格に、専門職大学の前期課程において土木科等を修めて修了した後2年6月以上実務経験を有する者及び専門職大学の前期課程において土木工学以外の工学等を修めて修了した後3年以上実務経験を有する者を加えることとしました。(以上第5条関係)
- 4 この条例は、平成31(2019)年4月1日から施行することとしました。

◇学校職員定数条例の一部改正(栃木県条例第10号)

- 1 学校職員の定数を次のとおりとすることとしました。(第3条関係)

- (1) 県立学校職員 5,124人
- (2) 市町村立学校職員 11,526人

- 2 この条例は、平成31(2019)年4月1日から施行することとしました。

◇栃木県公立学校職員給与条例の一部改正(栃木県条例第11号)

- 1 茂木町立中川小学校の移転に伴い、へき地手当等に係る同校の指定をへき地学校に準ずる学校から特別の地域に所在する学校に変更することとしました。(別表第3関係)
- 2 この条例は、平成31(2019)年4月1日から施行することとしました。

◇栃木県産業会館設置、管理及び使用料条例の廃止(栃木県条例第12号)

- 1 栃木県産業会館の会議室及び事務室を廃止するため、栃木県産業会館設置、管理及び使用料条例を廃止することとしました。
- 2 この条例は、平成31(2019)年4月1日から施行することとしました。

◇栃木県国民体育大会・全国障害者スポーツ大会開催基金条例の制定(栃木県条例第13号)

第77回国民体育大会及び第22回全国障害者スポーツ大会の開催に要する経費の財源に充てることを目的とする栃木県国民体育大会・全国障害者スポーツ大会開催基金(以下「基金」という。)を設置するため、次のとおり条例を制定することとしました。

- 1 積立て(第2条関係)
基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定めることとしました。
- 2 処分(第6条関係)
基金は、第77回国民体育大会及び第22回全国障害者スポーツ大会の開催に要する経費の財源に充てる場合に限り、処分することができることとしました。
- 3 その他
基金の管理に関し必要な事項を定めることとしました。
- 4 施行期日等
 - (1) この条例は、公布の日から施行することとしました。
 - (2) この条例は、平成35(2023)年3月31日限り、その効力を失うこととしました。

◇栃木県県税条例等の一部改正等(栃木県条例第14号)

- 1 栃木県県税条例、栃木県県税条例等の一部を改正する条例及び栃木県特別会計設置条例関係
 - (1) 自動車取得税の納付の方法について、納税証紙により納付する方法から現金により納付する方法に変更することとしました。(栃木県県税条例第102条の9関係)
 - (2) 賦課期日後に納税義務が発生した者に係る自動車税の徴収の方法について、納税証紙により徴収する方法から現金により徴収する方法に変更することとしました。(栃木県県税条例第110条関係)
 - (3) 所要の規定の整備をすることとしました。(栃木県県税条例第102条の10、第102条の11及び第111条、栃木県県税条例等の一部を改正する条例第1条、第3条、附則第1条及び第6条並びに栃木県特別会計設置条例第2条関係)
- 2 栃木県低開発地域工業開発地区における県税の課税免除に関する条例関係
栃木県低開発地域工業開発地区における県税の課税免除に関する条例は、廃止することとしました。

3 施行期日等

- (1) この条例は、一部を除き、平成31 (2019) 年 4 月 1 日から施行することとしました。
- (2) 所要の経過措置を規定することとしました。
- (3) 栃木県過疎地域における県税の課税免除に関する条例について、所要の規定の整備をすることとしました。

◇栃木県東日本大震災復興推進基金条例の廃止 (栃木県条例第15号)

- 1 栃木県東日本大震災復興推進基金を財源とする事業の終了に伴い、栃木県東日本大震災復興推進基金条例を廃止することとしました。
- 2 この条例は、平成31 (2019) 年 3 月 31 日から施行することとしました。

◇栃木県育英基金の設置及び管理に関する条例の廃止 (栃木県条例第16号)

- 1 栃木県育英基金を廃止するため、栃木県育英基金の設置及び管理に関する条例を廃止することとしました。
- 2 この条例は、平成31 (2019) 年 3 月 31 日から施行することとしました。

◇児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定 (栃木県条例第17号)

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、児童養護施設等の児童指導員の資格に、幼稚園の教諭の免許状を有する者を加えること等のため、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の全部を改正することとしました。

- 1 児童指導員の資格に、幼稚園の教諭の免許状を有する者であつて、知事が適当と認めたものを加えることとしました。
- 2 母子支援員、児童の遊びを指導する者、児童指導員及び児童自立支援専門員の資格に、知事の指定する専門職大学の前期課程を修了した者を加えることとしました。(以上第3条関係)

3 施行期日等

- (1) この条例は、平成31 (2019) 年 4 月 1 日から施行することとしました。
- (2) 次の条例について、所要の規定の整備をすることとしました。
 - ア 指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例 (第6条関係)
 - イ 指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例 (第5条関係)

◇栃木県議会委員会条例の一部改正 (栃木県条例第18号)

- 1 栃木県部設置条例の一部改正により平成31 (2019) 年 4 月 1 日から平成35 (2023) 年 3 月 31 日までの間、国体・障害者スポーツ大会局が設置されることに伴い、当該期間中、同局の所管に関する事項は県政経営委員会の所管とするため、所要の規定の整備をすることとしました。(附則第4項関係)
- 2 この条例は、平成31 (2019) 年 4 月 1 日から施行することとしました。

条 例

次に掲げる条例をここに公布する。

- 一 病院及び診療所の人員及び施設に関する基準等を定める条例
- 二 介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例
- 三 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例等の一部を改正する条例
- 四 栃木県手数料条例等の一部を改正する条例
- 五 財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例
- 六 栃木県民生委員定数条例の一部を改正する条例
- 七 健康長寿とちぎづくり推進条例及び栃木県がん対策推進条例の一部を改正する条例
- 八 栃木県安心こども基金条例の一部を改正する条例
- 九 県が経営する水道用水供給事業の水道技術管理者の資格等を定める条例の一部を改正する条例
- 十 学校職員定数条例の一部を改正する条例
- 十一 栃木県公立学校職員給与条例の一部を改正する条例
- 十二 栃木県産業会館設置、管理及び使用料条例を廃止する条例
- 十三 栃木県国民体育大会・全国障害者スポーツ大会開催基金条例
- 十四 栃木県県税条例等の一部を改正する等の条例

- 十五 栃木県東日本大震災復興推進基金条例を廃止する条例
- 十六 栃木県育英基金の設置及び管理に関する条例を廃止する条例
- 十七 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例
- 十八 栃木県議会委員会条例の一部を改正する条例

平成三十一年三月十三日

栃木県知事 福田 富一

栃木県条例第一号

病院及び診療所の人員及び施設に関する基準等を定める条例

病院及び診療所の人員及び施設に関する基準等を定める条例（平成二十四年栃木県条例第五十一号）の全部を改正する。

（趣旨）

第一条 この条例は、医療法（昭和二十三年法律第二百五号。以下「法」という。）第七条の二第四項、第十八条並びに第二十一条第一項及び第二項並びに地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第五十二号。以下「地域包括ケア強化法」という。）附則第二十八条の規定に基づき、病院及び診療所の人員及び施設に関する基準等を定めるものとする。

（定義）

第二条 この条例における用語の意義は、法の例による。

（既存病床数及び申請病床数の補正）

第三条 法第七条の二第四項の規定による補正は、医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号。以下「省令」という。）第三十条の三十三及び第四十八条に定めるところにより行うものとする。

（専属薬剤師の設置）

第四条 法第十八条に規定する病院又は診療所における専属の薬剤師の設置の基準は、省令第六条の六に定めるところによる。

（病院の従業者及びその員数）

第五条 法第二十一条第一項に規定する条例で定める病院の従業者及びその員数の基準は、省令第十九条第二項（医療法施行規則等の一部を改正する省令（平成十三年厚生労働省令第八号。以下「改正令」という。）附則第二十条において読み替える場合を含む。）、第三項及び第五項、第五十二条の二第二項の規定により読み替えて適用される省令第五十二条第五項並びに省令第五十三条の二第一項の規定により読み替えて適用される省令第五十三条に定めるところによる。

（病院の施設及びその構造設備）

第六条 法第二十一条第一項に規定する条例で定める病院の施設及びその構造設備の基準は、省令第二十一条及び改正令附則第二十二条に定めるところによる。

（療養病床を有する診療所の従業者及びその員数）

第七条 法第二十一条第二項に規定する条例で定める療養病床を有する診療所の従業者及びその員数の基準は、省令第二十一条の二第二項及び第三項並びに同条第四項において準用する省令第十九条第五項、省令第五十四条の二第一項の規定により読み替えて適用される省令第五十四条、省令第五十五条の二第一項の規定により読み替えて適用される省令第五十五条並びに改正令附則第二十三条に定めるところによる。

（療養病床を有する診療所の施設及びその構造設備）

第八条 法第二十一条第二項に規定する条例で定める療養病床を有する診療所の施設及びその構造設備の基準は、省令第二十一条の四において準用する省令第二十一条第二号から第四号

まで及び改正令附則第二十四条に定めるところによる。

(療養病床に係る既存病床数とみなす介護老人保健施設等の入所定員数)

第九条 地域包括ケア強化法附則第二十八条に規定する既存の病床数の算定に当たっては、介護保険法施行規則等の一部を改正する等の省令(平成三十年厚生労働省令第三十号)第四十一条に定めるところにより、介護老人保健施設又は介護医療院の入所定員数を既存の療養病床の病床数とみなすものとする。

(規則への委任)

第十条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(医療政策課)

栃木県条例第二号

介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例

介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例(平成三十年栃木県条例第二十三号)の全部を改正する。

(趣旨)

第一条 この条例は、介護保険法(平成九年法律第百二十三号。以下「法」という。)第百十一条第一項から第三項までの規定に基づき、介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定めるものとする。

(定義)

第二条 この条例における用語の意義は、法の例による。

(人員、施設及び設備並びに運営に関する基準)

第三条 介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準は、次条及び第五条に定めるものを除くほか、介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準(平成三十年厚生労働省令第五号。以下「省令」という。)(省令の改正に係る経過措置に関する規定を含む。)の定めるところによる。この場合において、省令第四十二条第二項(省令第五十四条において準用する場合を含む。)中「二年間」とあるのは、「五年間(第六号及び第七号に掲げる記録にあつては、二年間)」とする。

(非常災害対策)

第四条 介護医療院は、震災、風水害、火災その他の非常災害(以下「非常災害」という。)に備えるため、周辺の地域の環境及び入所者の特性等を踏まえ、入所者の安全の確保のための体制及び避難の方法等を定めた具体的な計画を策定しなければならない。

2 介護医療院は、前項の計画に基づき、非常災害時の関係機関への通報及び関係機関との連携並びに入所者の円滑な避難誘導に必要な体制を整備し、これらを定期的に従業員、入所者等に周知しなければならない。

3 介護医療院は、非常災害に備えるため、定期的に避難訓練、救出訓練その他の必要な訓練を行わなければならない。

4 介護医療院は、第一項の計画を定期的に検証し、必要に応じて見直しを行わなければならない。

(記録の整備)

第五条 介護医療院は、省令第四十二条第一項(省令第五十四条において準用する場合を含む。)の諸記録のうち施設介護サービス費及び特例施設介護サービス費の算定に関する記録については、その完結の日から五年間保存しなければならない。

(規則への委任)

第六条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

2 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成二十五年栃木県条例第十四号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>第九十一条 指定短期入所療養介護事業所の設備に関する基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 四 略</p> <p>五 介護医療院である指定短期入所療養介護事業所にあつては、法に規定する介護医療院として必要とされる施設及び設備(ユニット型介護医療院(介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準(平成三十年厚生労働省令第五号)第四十三条に規定するユニット型介護医療院をいう。第二百七条及び第二百十五条において同じ。))に関するものを除く。)を有することとする。</p> <p>2・3 略</p>	<p>第九十一条 指定短期入所療養介護事業所の設備に関する基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 四 略</p> <p>五 介護医療院である指定短期入所療養介護事業所にあつては、法に規定する介護医療院として必要とされる施設及び設備(ユニット型介護医療院(介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例(平成三十年栃木県条例第二十三号)第四十三条に規定するユニット型介護医療院をいう。第二百七条及び第二百十五条において同じ。))に関するものを除く。)を有することとする。</p> <p>2・3 略</p>

(指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正)

3 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例(平成二十五年栃木県条例第十五号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>第七十五条 指定介護予防短期入所療養介護事業所の設備に関する基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 四 略</p> <p>五 介護医療院である指定介護予防短期入</p>	<p>第七十五条 指定介護予防短期入所療養介護事業所の設備に関する基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 四 略</p> <p>五 介護医療院である指定介護予防短期入</p>

所療養介護事業所にあつては、法に規定する介護医療院として必要とされる施設及び設備（ユニット型介護医療院（介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成三十年厚生労働省令第五号）第四十三条に規定するユニット型介護医療院をいう。第百九十二条及び第百九十六条において同じ。）に関するものを除く。）を有することとする。

2・3 略

所療養介護事業所にあつては、法に規定する介護医療院として必要とされる施設及び設備（ユニット型介護医療院（介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成三十年栃木県条例第二十三号）第四十三条に規定するユニット型介護医療院をいう。第百九十二条及び第百九十六条において同じ。）に関するものを除く。）を有することとする。

2・3 略

（高齢対策課）

栃木県条例第三号

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例等の一部を改正する条例

（職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正）

第一条 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成七年栃木県条例第一号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（週休日及び勤務時間の割振り）</p> <p>第三条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 任命権者は、次に掲げる職員（人事委員会規則で定める職員及び次条の規定の適用を受ける職員を除く。以下この項において同じ。）について、始業及び終業の時刻について職員の申告を考慮して当該職員の勤務時間を割り振ることが公務の運営に支障がないと認める場合には、前項の規定にかかわらず、人事委員会規則の定めるところにより、職員の申告を経て、四週間を超えない範囲内で週を単位として人事委員会規則で定める期間ごとの期間につき前条に規定する勤務時間となるように当該職員の勤務時間を割り振ることができる。</p> <p>一 子（地方公務員の育児休業等に関する法律第二条第一項の規定により子に含まれるものとされる者を含む。第七条第一項から第三項までにおいて同じ。）の養育又は配偶者等（配偶者（届出をしない</p>	<p>（週休日及び勤務時間の割振り）</p> <p>第三条 略</p> <p>2 略</p>

が事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。) 父母、子、配偶者の父母その他人事委員会規則で定める者をいう。第七条第四項において同じ。)の介護をする職員であつて、人事委員会規則で定めるもの

二 前号に掲げる職員の状況に類する状況にある職員として人事委員会規則で定めるもの

第四条 任命権者は、公務の運営上の事情により特別の形態によつて勤務する必要がある職員については、前条第一項及び第二項の規定にかかわらず、週休日及び勤務時間の割振りを別に定めることができる。

2 略

(週休日の振替等)

第五条 任命権者は、職員に第三条第一項又は前条の規定により週休日とされた日において特に勤務することを命ずる必要がある場合には、人事委員会規則の定めるところにより、第三条第二項若しくは第三項又は前条の規定により勤務時間が割り振られた日(以下この条において「勤務日」という。)のうち人事委員会規則で定める期間内にある勤務日を週休日に変更して当該勤務日に割り振られた勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振り、又は当該期間内にある勤務日の勤務時間のうち四時間を当該勤務日に割り振ることをやめて当該四時間の勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることができる。

(深夜勤務及び時間外勤務の制限)

第七条 任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子

のある職員(職員の配偶者

で当該子の親であるものが、深夜(午後十時から翌日午前五時までの時間を

が事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。) 父母、子、配偶者の父母その他人事委員会規則で定める者をいう。第七条第四項において同じ。)の介護をする職員であつて、人事委員会規則で定めるもの

二 前号に掲げる職員の状況に類する状況にある職員として人事委員会規則で定めるもの

第四条 任命権者は、公務の運営上の事情により特別の形態によつて勤務する必要がある職員については、前条の規定にかかわらず、週休日及び勤務時間の割振りを別に定めることができる。

2 略

(週休日の振替等)

第五条 任命権者は、職員に第三条第一項又は前条の規定により週休日とされた日において特に勤務することを命ずる必要がある場合には、人事委員会規則の定めるところにより、第三条第二項又は前条の規定により勤務時間が割り振られた日(以下この条において「勤務日」という。)のうち人事委員会規則で定める期間内にある勤務日を週休日に変更して当該勤務日に割り振られた勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振り、又は当該期間内にある勤務日の勤務時間のうち四時間を当該勤務日に割り振ることをやめて当該四時間の勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることができる。

(深夜勤務及び時間外勤務の制限)

第七条 任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子(地方公務員の育児休業等に関する法律第二条第一項の規定により子に

含まれるものとされる者を含む。以下第三項までにおいて同じ。)のある職員(職員の配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)

で当該子の親であるものが、深夜(午後十時から翌日午前五時までの時間を

いう。以下同じ。)において常態として当該子の養育をすることができるものとして人事委員会規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。)が当該子の養育をするために請求した場合には、公務の運営に支障がある場合を除き、深夜における勤務をさせてはならない。

2・3 略

4 前三項の規定は、配偶者等

で、負傷、疾病、老齢等により人事委員会規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるもの(以下「要介護者」という。)の介護をする職員について準用する。この場合において、第一項中「小学校就学の始期に達するまでの子

のある職員(職員の配偶者

で当該子の親であるものが、深夜(午後十時から翌日午前五時までの時間をいう。以下同じ。)において常態として当該子の養育をすることができるものとして人事委員会規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。)が当該子の養育」とあるのは「要介護者のある職員が当該要介護者の介護」と、第二項中「三歳に満たない子のある職員が当該子の養育」とあるのは「要介護者のある職員が当該要介護者の介護」と、「当該請求した職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の運営に支障がある」と、前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が当該子の養育」とあるのは「要介護者のある職員が当該要介護者の介護」と読み替えるものとする。

(超勤代休時間)

第七条之二 任命権者は、職員の給与に関する条例(昭和三十七年栃木県条例第一号)第十五条第四項の規定により超過勤務手当を支給すべき職員に対して、人事委員会規

いう。以下同じ。)において常態として当該子の養育をすることができるものとして人事委員会規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。)が当該子の養育をするために請求した場合には、公務の運営に支障がある場合を除き、深夜における勤務をさせてはならない。

2・3 略

4 前三項の規定は、配偶者、父母、子、配

偶者の父母その他人事委員会規則で定める者で、負傷、疾病、老齢等により人事委員会規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるもの(以下「要介護者」という。)の介護をする職員について準用する。この場合において、第一項中「小学校就学の始期に達するまでの子(地方公務員の育児休業等に関する法律第二条第一項の規定により子に含まれるものとされる者を含む。以下第三項までにおいて同じ。)

のある職員(職員の配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。))

で当該子の親であるものが、深夜(午後十時から翌日午前五時までの時間をいう。以下同じ。)において常態として当該子の養育をすることができるものとして人事委員会規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。)が当該子の養育」とあるのは「要介護者のある職員が当該要介護者の介護」と、第二項中「三歳に満たない子のある職員が当該子の養育」とあるのは「要介護者のある職員が当該要介護者の介護」と、「当該請求した職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の運営に支障がある」と、前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が当該子の養育」とあるのは「要介護者のある職員が当該要介護者の介護」と読み替えるものとする。

(超勤代休時間)

第七条之二 任命権者は、職員の給与に関する条例(昭和三十七年栃木県条例第一号)第十五条第四項の規定により超過勤務手当を支給すべき職員に対して、人事委員会規

<p>則の定めるところにより、当該超過勤務手当の一部の支給に代わる措置の対象となるべき時間（以下「<u>超勤代休時間</u>」という。）として、人事委員会規則で定める期間内にある勤務日等（<u>第三条第二項若しくは第三項</u>、第四条又は第五条の規定により勤務時間が割り振られた日をいう。第九条第一項において同じ。）で第九条第一項に規定する休日及び代休日以外のものに割り振られた勤務時間の全部又は一部を指定することができる。</p> <p>2 略</p>	<p>則の定めるところにより、当該超過勤務手当の一部の支給に代わる措置の対象となるべき時間（以下「<u>超勤代休時間</u>」という。）として、人事委員会規則で定める期間内にある勤務日等（<u>第三条第二項</u>、第四条又は第五条の規定により勤務時間が割り振られた日をいう。第九条第一項において同じ。）で第九条第一項に規定する休日及び代休日以外のものに割り振られた勤務時間の全部又は一部を指定することができる。</p> <p>2 略</p>
--	---

（職員の給与に関する条例の一部改正）

第二条 職員の給与に関する条例（昭和二十七年栃木県条例第一号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">（超過勤務手当）</p> <p>第十五条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 前二項の規定にかかわらず、勤務時間等条例第五条の規定により、あらかじめ勤務時間等条例<u>第三条第二項若しくは第三項</u>又は第四条の規定により割り振られた一週間の勤務時間（再任用短時間勤務職員にあつては、三十八時間四十五分。以下この項において「<u>割振り変更前の正規の勤務時間</u>」という。）を超えて勤務時間を割り振られた職員には、当該割振り変更前の正規の勤務時間を超えて割り振られた勤務時間中に勤務した全時間（人事委員会規則で定める時間を除く。）に対して、勤務一時間につき、第十九条第二項に規定する勤務一時間当たりの給与額に百分の二十五から百分の五十までの範囲内で人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。</p> <p>4 ～ 6 略</p>	<p style="text-align: center;">（超過勤務手当）</p> <p>第十五条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 前二項の規定にかかわらず、勤務時間等条例第五条の規定により、あらかじめ勤務時間等条例<u>第三条第二項</u>又は第四条の規定により割り振られた一週間の勤務時間（再任用短時間勤務職員にあつては、三十八時間四十五分。以下この項において「<u>割振り変更前の正規の勤務時間</u>」という。）を超えて勤務時間を割り振られた職員には、当該割振り変更前の正規の勤務時間を超えて割り振られた勤務時間中に勤務した全時間（人事委員会規則で定める時間を除く。）に対して、勤務一時間につき、第十九条第二項に規定する勤務一時間当たりの給与額に百分の二十五から百分の五十までの範囲内で人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。</p> <p>4 ～ 6 略</p>

（一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正）

第三条 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成十六年栃木県条例第四号）の一部

を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(第一号任期付研究員の裁量による勤務)</p> <p>第七条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 勤務時間条例第三条第二項及び第三項、 第四条、第五条、第七条の二並びに第九条 の規定は、第二項の第一号任期付研究員に は、適用しない。</p>	<p>(第一号任期付研究員の裁量による勤務)</p> <p>第七条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 勤務時間条例第三条第二項、 第四条、第五条、第七条の二及び 第九条 の規定は、第二項の第一号任期付研究員に は、適用しない。</p>

附 則

この条例は、平成三十一年四月一日から施行する。

(人事課)

栃木県条例第四号

栃木県手数料条例等の一部を改正する条例

(栃木県手数料条例の一部改正)

第一条 栃木県手数料条例(昭和三十二年栃木県条例第一号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
別表第一 (第二条、第三条、第五条関係)		別表第一 (第二条、第三条、第五条関係)	
事 務	金 額	事 務	金 額
一～百二十四 略		一～百二十四 略	
百二十五 栃木県立 岡本台病院又は栃 木県精神保健福祉 センターが依頼に 基づき実施する診 断書又は証明書の 交付	1 普通診断書の交 付 一通につき二 千八十円 2 特別診断書の交 付 一通につき四 千九百十円 3 死亡診断書の交 付 一通につき三 千五百五十円 4 証明書の交付 一通につき千三十 円	百二十五 栃木県立 岡本台病院又は栃 木県精神保健福祉 センターが依頼に 基づき実施する診 断書又は証明書の 交付	1 普通診断書の交 付 一通につき二 千五十円 2 特別診断書の交 付 一通につき四 千八百三十円 3 死亡診断書の交 付 一通につき三 千四百九十円 4 証明書の交付 一通につき千二十 円

百二十六 栃木県保健環境センター又は栃木県保健所が依頼に基づき実施する試験若しくは検査の実施又は診断書若しくは証明書の交付

1 赤痢菌及び腸管出血性大腸菌培養一般検査
次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額
イ 児童福祉法による児童福祉施設、生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)による保護施設、老人福祉法(昭和三十八年法律第百二十三号)による老人福祉施設、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)による障害者支援施設、地域活動支援センター及び福祉ホーム、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)による学校(大学及び高等専門学校を除く。)並びに学校給食共同調理施設の給食従事者、入所者(入所する者を含む。)、在学者又は在園者に係る検査で当該施設又は学校の長の依頼がある場合 診療報酬の

百二十六 栃木県保健環境センター又は栃木県保健所が依頼に基づき実施する試験若しくは検査の実施又は診断書若しくは証明書の交付

1 赤痢菌及び腸管出血性大腸菌培養一般検査
次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額
イ 児童福祉法による児童福祉施設、生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)による保護施設、老人福祉法(昭和三十八年法律第百二十三号)による老人福祉施設、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)による障害者支援施設、地域活動支援センター及び福祉ホーム、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)による学校(大学及び高等専門学校を除く。)並びに学校給食共同調理施設の給食従事者、入所者(入所する者を含む。)、在学者又は在園者に係る検査で当該施設又は学校の長の依頼がある場合 診療報酬の

算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）別表第一医科診療報酬点数表（以下この項において「医科診療報酬点数表」という。）により算定した額の五割に相当する額に百分の百十を乗じて得た金額とし、その額に十円未満の端数がある場合は、その端数は切り捨てるものとする。

ロ 水道法（昭和三十二年法律第百七十七号）又は栃木県小規模水道条例施行規則（昭和三十八年栃木県規則第九十一号）による定期又は臨時の健康診断の場合 医科診療報酬点数表により算定した額の五割に相当する額に百分の百十を乗じて得た金額とし、その額に十円未満の端数がある場合は、その端数は切り捨てるものとする。

2 1 に掲げる検査以外の検査で医科診療報酬点数表に定めのある検査

算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）別表第一医科診療報酬点数表（以下この項において「医科診療報酬点数表」という。）により算定した額の五割に相当する額に百分の百八を乗じて得た金額とし、その額に十円未満の端数がある場合は、その端数は切り捨てるものとする。

ロ 水道法（昭和三十二年法律第百七十七号）又は栃木県小規模水道条例施行規則（昭和三十八年栃木県規則第九十一号）による定期又は臨時の健康診断の場合 医科診療報酬点数表により算定した額の五割に相当する額に百分の百八を乗じて得た金額とし、その額に十円未満の端数がある場合は、その端数は切り捨てるものとする。

2 1 に掲げる検査以外の検査で医科診療報酬点数表に定めのある検査

医科診療報酬点数表により算定した額の八割に相当する額に百分の百十を乗じて得た金額とし、その額に十円未満の端数がある場合は、その端数は切り捨てるものとする。

3 略

4 水質試験 次に掲げる試験の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

イ 飲料水簡易試験(微生物試験を含む。) 八千二百円

ロ・ハ 略

5 略

6 温泉及び鉱泉試験 次に掲げる試験の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

イ 鉱泉小分析 一万九千円
に一成分又は一項目を追加するごとに二千七百九十円を加算した金額

ロ 鉱泉分析試験 八万六千六百円
に一成分又は一項目を追加するごとに二千七百九十円を加算した金額

ハ ラドン測定 四千三百六十円

7 医薬品、医療器具、家庭用品等試験 次に掲げる試

医科診療報酬点数表により算定した額の八割に相当する額に百分の百八を乗じて得た金額とし、その額に十円未満の端数がある場合は、その端数は切り捨てるものとする。

3 略

4 水質試験 次に掲げる試験の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

イ 飲料水簡易試験(微生物試験を含む。) 八千六十円

ロ・ハ 略

5 略

6 温泉及び鉱泉試験 次に掲げる試験の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

イ 鉱泉小分析 一万八千八百円
に一成分又は一項目を追加するごとに二千七百四十円を加算した金額

ロ 鉱泉分析試験 八万五千円
に一成分又は一項目を追加するごとに二千七百四十円を加算した金額

ハ ラドン測定 四千二百九十円

7 医薬品、医療器具、家庭用品等試験 次に掲げる試

	<p>験の区分に応じ、 それぞれ次に定め る金額</p> <p>イ・ロ 略</p> <p>ハ 無菌試験 四 千五百円</p> <p>ニ 略</p> <p>8・9 略</p> <p>10 診断書の交付 一通につき千四百 四十円</p> <p>11 証明書の交付 一通につき七百十 円</p> <p>12 試験成績書の贈 本の交付 一通に つき七百十円</p>	<p>百二十七〜二百六 略</p>	<p>二百七 介護保険法 (平成九年法律第 百二十三号)第六 十九条の二第一項 の規定に基づく介 護支援専門員実務 研修受講試験の実 施</p>	<p>1 試験の問題の作 成及び合格の基準 の設定に関する事 務 千八百円</p> <p>2 略</p>	<p>二百七の二〜二百九十八 略</p>	<p>二百九十九 職業能 力開発促進法(昭 和四十四年法律第 六十四号)第四条 第二項、第十五条 の二第一項及び第 十五条の七第一項 の規定に基づく訓 練の実施並びに依 頼に基づく証明書 の交付</p>	<p>1 一級技能士コー スの短期課程の普 通職業訓練 機械 加工科において訓 練を受ける者一人 につき一万円</p> <p>2 二級技能士コー スの短期課程の普 通職業訓練 次に 掲げる課程の区分 に応じ、それぞれ 次に定める金額</p> <p>イ 機械加工科</p>		<p>験の区分に応じ、 それぞれ次に定め る金額</p> <p>イ・ロ 略</p> <p>ハ 無菌試験 四 千八十円</p> <p>ニ 略</p> <p>8・9 略</p> <p>10 診断書の交付 一通につき千四百 二十円</p> <p>11 証明書の交付 一通につき七百円</p> <p>12 試験成績書の贈 本の交付 一通に つき七百円</p>	<p>百二十七〜二百六 略</p>	<p>二百七 介護保険法 (平成九年法律第 百二十三号)第六 十九条の二第一項 の規定に基づく介 護支援専門員実務 研修受講試験の実 施</p>	<p>1 試験の問題の作 成及び合格の基準 の設定に関する事 務 七百円</p> <p>2 略</p>	<p>二百七の二〜二百九十八 略</p>	<p>二百九十九 職業能 力開発促進法(昭 和四十四年法律第 六十四号)第四条 第二項、第十五条 の二第一項及び第 十五条の七第一項 の規定に基づく訓 練の実施並びに依 頼に基づく証明書 の交付</p>	<p>1 一級技能士コー スの短期課程の普 通職業訓練 機械 加工科において訓 練を受ける者一人 につき九千八百二 十円</p> <p>2 二級技能士コー スの短期課程の普 通職業訓練 次に 掲げる課程の区分 に応じ、それぞれ 次に定める金額</p> <p>イ 機械加工科</p>
--	--	-------------------	--	--	----------------------	---	---	--	---	-------------------	--	---	----------------------	---	--

訓練を受ける者
一人につき八千
六百四十円

ロ 仕上科 訓練
を受ける者一人
につき八千六百
四十円

ハ 建築大工科
訓練を受ける者
一人につき七千
百九十円

ニ 金属プレス加
工科 訓練を受
ける者一人につ
き七千九百九十
円

ホ 板金科 訓練
を受ける者一人
につき七千九百
九十円

ヘ 鉄工科 訓練
を受ける者一人
につき七千九百
九十円

ト 車両ぎ装科
訓練を受ける者
一人につき七千
百九十円

3 二級技能士コー
スの再指導 指導
を受ける者一人に
つき二千円

4 管理監督者コー
スの短期課程の普
通職業訓練 訓練
を受ける者一人に
つき三千七百円

5 管理監督者コー
スの追指導 指導
を受ける者一人に
つき千三百三十円

6 技能向上コース
の短期課程の普通
職業訓練 次に掲
げる場合の区分に

訓練を受ける者
一人につき八千
四百九十円

ロ 仕上科 訓練
を受ける者一人
につき八千四百
九十円

ハ 建築大工科
訓練を受ける者
一人につき七千
六十円

ニ 金属プレス加
工科 訓練を受
ける者一人につ
き七千六十円

ホ 板金科 訓練
を受ける者一人
につき七千六十
円

ヘ 鉄工科 訓練
を受ける者一人
につき七千六十
円

ト 車両ぎ装科
訓練を受ける者
一人につき七千
六十円

3 二級技能士コー
スの再指導 指導
を受ける者一人に
つき千九百七十円

4 管理監督者コー
スの短期課程の普
通職業訓練 訓練
を受ける者一人に
つき三千六百四十
円

5 管理監督者コー
スの追指導 指導
を受ける者一人に
つき千三百十円

6 技能向上コース
の短期課程の普通
職業訓練 次に掲
げる場合の区分に

<p>応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>イ 実技を主体とする場合 訓練を受ける者一人につき五千四百円</p> <p>ロ 知識を主体とする場合 訓練を受ける者一人につき三千五百八十円</p> <p>7 管理者訓練 訓練を受ける者一人につき三千二百三十円</p> <p>8 監督者訓練員養成訓練 訓練を受ける者一人につき一万四千六百円</p> <p>9 略</p>		<p>三百～三百二十六 略</p>	<p>三百二十七 栃木県産業技術センターが依頼に基づき実施する試験、測定又は作業</p> <p>1 金属の物理試験、化学試験又は測定 次に掲げる試験又は測定の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>イ 耐食性試験 二十四時間まで 一万千五百円、二十四時間を超える場合はその超える二時間までごとに九百五十円を加算した金額</p> <p>ロ 振動試験 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(1) 温度湿度条</p>	
<p>応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>イ 実技を主体とする場合 訓練を受ける者一人につき四千九百五十円</p> <p>ロ 知識を主体とする場合 訓練を受ける者一人につき三千五百二十円</p> <p>7 管理者訓練 訓練を受ける者一人につき三千八百八十円</p> <p>8 監督者訓練員養成訓練 訓練を受ける者一人につき一万四千四百円</p> <p>9 略</p>		<p>三百～三百二十六 略</p>	<p>三百二十七 栃木県産業技術センターが依頼に基づき実施する試験、測定又は作業</p> <p>1 金属の物理試験、化学試験又は測定 次に掲げる試験又は測定の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>イ 耐食性試験 二十四時間まで 一万千三百円、二十四時間を超える場合はその超える二時間までごとに九百四十円を加算した金額</p> <p>ロ 振動試験 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(1) 温度湿度条</p>	

件を伴う場合
 一時間まで
 七千八百円
 一、一時間を
 超える場合は
 その超える一
 時間までごと
 に五千八百十
 円を加算した
 金額

(2) 温度湿度条
 件を伴わない
 場合 一時間
 まで六千七百
 五十円、一時
 間を超える場
 合はその超え
 る一時間まで
 ごとに三千九
 百二十円を加
 算した金額

ハ 熱処理試験
 次に掲げる処理
 の区分に応じ、
 それぞれ次に定
 める金額

(1) 大気熱処理
 一時間まで
 八千八百七十
 円、一時間を
 超える場合は
 その超える一
 時間までごと
 に五千八百八
 十円を加算し
 た金額

(2) 雰囲気熱処
 理 一時間ま
 で七千七百七
 十円、一時間
 を超える場合
 はその超える
 一時間までご
 とに四千七百
 八十円を加算

件を伴う場合
 一時間まで
 七千六百六十
 円、一時間を
 超える場合は
 その超える一
 時間までごと
 に五千九十円
 を加算した
 金額

(2) 温度湿度条
 件を伴わない
 場合 一時間
 まで六千六百
 三十円、一時
 間を超える場
 合はその超え
 る一時間まで
 ごとに三千八
 百五十円を加
 算した金額

ハ 熱処理試験
 次に掲げる処理
 の区分に応じ、
 それぞれ次に定
 める金額

(1) 大気熱処理
 一時間まで
 八千七百十円
 一、一時間を
 超える場合は
 その超える一
 時間までごと
 に五千七百八
 十円を加算し
 た金額

(2) 雰囲気熱処
 理 一時間ま
 で七千六百三
 十円、一時間
 を超える場合
 はその超える
 一時間までご
 とに四千七百
 円を加算

した金額

(3) 真空熱処理

一時間まで

一万百円

、一時間を

超える場合は

その超える一

時間までごと

に七千七百七十

円を加算した

金額

(4) 恒温熱処理

一時間まで

八千九十円

、一時間を

超える場合は

その超える一

時間までごと

に五千百円を

加算した金額

二 温度湿度環境

試験 次に掲げ

る試験の区分に

応じ、それぞれ

次に定める金額

(1) 温度湿度サ

イクル試験

一時間まで三

千四百八十

円、一時間を

超える場合は

その超える一

時間までごと

に千五百九十

円を加算した

金額

(2) 冷熱衝撃試

験 一時間ま

で六千六百四

十円、一時間

を超える場合

はその超える

一時間までこ

とに二千七百

十円を加算

した金額

(3) 真空熱処理

一時間まで

九千九百七十

円、一時間を

超える場合は

その超える一

時間までごと

に七千四百円

を加算した

金額

(4) 恒温熱処理

一時間まで

七千九百五十

円、一時間を

超える場合は

その超える一

時間までごと

に五千十円を

加算した金額

二 温度湿度環境

試験 次に掲げ

る試験の区分に

応じ、それぞれ

次に定める金額

(1) 温度湿度サ

イクル試験

一時間まで三

千四百二十

円、一時間を

超える場合は

その超える一

時間までごと

に千五百七十

円を加算した

金額

(2) 冷熱衝撃試

験 一時間ま

で六千五百二

十円、一時間

を超える場合

はその超える

一時間までこ

とに二千六百

七十円を加算

した金額
 ホ 三次元測定
 (要素) 一試
 料につき要素の
 数が一である場
 合にあつては二
 千九百四十円、
 要素の数が二以
 上である場合に
 あつては二千九
 百四十円に一を
 超える要素の数
 に千八百四十円
 を乗じて得た額
 を加算した金額
 へ 三次元測定
 (輪郭) 一試
 料につき輪郭の
 数が一である場
 合にあつては二
 千九百四十円、
 輪郭の数が二以
 上である場合に
 あつては二千九
 百四十円に一を
 超える輪郭の数
 に千八百四十円
 を乗じて得た額
 を加算した金額
 ト 三次元測定
 (形状) 一試
 料につき測定点
 が百点まで二万
 千六百円、測定
 点が百点を超え
 る場合はその超
 える百点までこ
 とに一万六千二
 百円を加算した
 金額
 チ その他の試験
 又は測定 七百
 九十円以上二万
 四千七百円以内

2

金属の硬さ試験

した金額
 ホ 三次元測定
 (要素) 一試
 料につき要素の
 数が一である場
 合にあつては二
 千八百九十円、
 要素の数が二以
 上である場合に
 あつては二千八
 百九十円に一を
 超える要素の数
 に千八百十円
 を乗じて得た額
 を加算した金額
 へ 三次元測定
 (輪郭) 一試
 料につき輪郭の
 数が一である場
 合にあつては二
 千八百九十円、
 輪郭の数が二以
 上である場合に
 あつては二千八
 百九十円に一を
 超える輪郭の数
 に千八百十円
 を乗じて得た額
 を加算した金額
 ト 三次元測定
 (形状) 一試
 料につき測定点
 が百点まで二万
 千三百円、測定
 点が百点を超え
 る場合はその超
 える百点までこ
 とに一万六千円
 を加算した
 金額
 チ その他の試験
 又は測定 七百
 八十円以上二万
 四千三百円以内

2

金属の硬さ試験

又は金属組織等の
写真撮影のための
試験片の作製 一
工程につき九百十
円

3 金属組織等の写
真撮影 一枚につ
き二千六百八十円
以上三千四百八十
円以内

4 電気・電子測定
試験 五箇所まで
ごとに千三百三十
円以上六千六百三
十円以内

5 電磁両立性の試
験又は測定 次に
掲げる試験又は測
定の区分に応じ、
それぞれ次に定め
る金額

イ エミッション
測定 一試料に
つき一時間まで
三万三千五百
円、一時間を超
える場合はその
超える一時間ま
でごとに三万八
百円を加算した
金額

ロ イミューナイ
試験 一試料に
つき一時間まで
一万四千円
、一時間を超
える場合はその
超える一時間ま
でごとに九千六
百円 を加算
した金額

ハ 耐ノイズ試験
一試料につき
一時間まで六千
三百六十円、一

又は金属組織等の
写真撮影のための
試験片の作製 一
工程につき九百円

3 金属組織等の写
真撮影 一枚につ
き二千六百四十円
以上三千四百二十
円以内

4 電気・電子測定
試験 五箇所まで
ごとに千三百十円
以上六千五百十
円以内

5 電磁両立性の試
験又は測定 次に
掲げる試験又は測
定の区分に応じ、
それぞれ次に定め
る金額

イ エミッション
測定 一試料に
つき一時間まで
三万二千九百
円、一時間を超
える場合はその
超える一時間ま
でごとに三万三
百円を加算した
金額

ロ イミューナイ
試験 一試料に
つき一時間まで
一万三千九百
円、一時間を超
える場合はその
超える一時間ま
でごとに九千四
百三十円を加算
した金額

ハ 耐ノイズ試験
一試料につき
一時間まで六千
二百五十円、一

時間を超える場合はその超える一時間までごとに五千円を加算した金額

6 樹脂の物理試験又は化学試験 千四百円以上千五百五十円以内

7 木質材料等試験次に掲げる試験の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

イ 製品強度試験のうち動荷重試験 一試料につき千回まで二千九百十円、千回を超える場合はその超える千回までごとに九百七十円を加算した金額

ロ 熱風循環機及び低温恒温恒湿装置による試験 一時間まで三千四百八十円、一時間を超える場合はその超える一時間までごとに六百七十円を加算した金額

ハ その他の試験 三百八十円以上二万五千円以内

8 食品等の保存試験 一項目につき二千六百八十円以上六千六百三十円以内

9 食品等の検査 一項目につき七百

時間を超える場合はその超える一時間までごとに四千九百十円を加算した金額

6 樹脂の物理試験又は化学試験 千三百円以上千五百三十円以内

7 木質材料等試験次に掲げる試験の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

イ 製品強度試験のうち動荷重試験 一試料につき千回まで二千八百六十円、千回を超える場合はその超える千回までごとに九百六十円を加算した金額

ロ 熱風循環機及び低温恒温恒湿装置による試験 一時間まで三千四百二十円、一時間を超える場合はその超える一時間までごとに六百六十円を加算した金額

ハ その他の試験 三百八十円以上二万四千六百円以内

8 食品等の保存試験 一項目につき二千六百四十円以上六千五百十円以内

9 食品等の検査 一項目につき七百

<p>三百二十八 栃木県 産業技術センター 繊維技術支援セン ターが依頼に基づ き実施する試験、 測定又は作業</p>	<p>1 繊維の物理試験 又は化学試験 次 に掲げる試験の区 分に応じ、それぞ れ次に定める金額 イ 分解試験 次 に掲げる繊維の 区分に応じ、そ れぞれ次に定め る金額 (1) 織物 一完 全の縦及び横 の和が三十本 まで千四百四 十円、その和 が三十本を超 える場合はそ</p>	<p>九十円以上二千六 百八十円以内 10 放射線量の測定 一試料につき三 千五百五十円 11 放射性核種の測 定 一試料につき 一万九千七百円 12 分析 一成分に つき九百十円以上 六万七千三百円以 内 13 走査型電子顕微 鏡等による写真撮 影 一枚につき三 千九百八十円以上 二万二千七百円以 内 14 コンピュータ援 用設計 一時間ま で五千八百三十 円、一時間を超え る場合はその超え る一時間までごと に四千五百六十円 を加算した金額 15 略</p>	<p>三百二十八 栃木県 産業技術センター 繊維技術支援セン ターが依頼に基づ き実施する試験、 測定又は作業</p>	<p>八十円以上二千六 百四十円以内 10 放射線量の測定 一試料につき三 千四百九十円 11 放射性核種の測 定 一試料につき 一万九千四百円 12 分析 一成分に つき九百円 以上 六万六千五百円以 内 13 走査型電子顕微 鏡等による写真撮 影 一枚につき三 千九百十円 以上 二万二千三百円以 内 14 コンピュータ援 用設計 一時間ま で五千七百三十 円、一時間を超え る場合はその超え る一時間までごと に四千四百八十円 を加算した金額 15 略</p>
---	---	---	---	---

の超える十本
までごとに百
七十円を加算
した金額

(2) トーション
レース及び
ニット五十
コースまで千
九百円、
五十コースを
超える場合は
その超える十
コースまでご
とに百七十円
を加算した金
額

ロ 耐光試験 照
射時間一時間
につき二十点
まで六百六十
円以内、二十
点を超える場
合はその超え
る十点までご
とに三百八十
円を加算した
金額(その金額
が七百九十円
未満の場合は
七百九十円)

ハ その他の試験
七百九十円以
上千九百円以
内

2 略
3 繊維混用率試験
二成分まで二千
百十円、二成分
を超える場合は
その超える一成分
ごとに七百九十
円を加算した金
額

4 放射線量の測定
一試料につき三
千五百五十円

5 分析 一成分に

の超える十本
までごとに百
七十円を加算
した金額

(2) トーション
レース及び
ニット五十
コースまで千
八百七十円、
五十コースを
超える場合は
その超える十
コースまでご
とに百七十円
を加算した金
額

ロ 耐光試験 照
射時間一時間
につき二十点
まで六百五十
円以内、二十
点を超える場
合はその超え
る十点までご
とに三百八十
円を加算した
金額(その金額
が七百八十円
未満の場合は
七百八十円)

ハ その他の試験
七百八十円以
上千八百七十
円以内

2 略
3 繊維混用率試験
二成分まで二千
八十円、二成分
を超える場合は
その超える一成分
ごとに七百八十
円を加算した金
額

4 放射線量の測定
一試料につき三
千四百九十円

5 分析 一成分に

<p>三百二十九 栃木県 産業技術センター 県南技術支援セン ターが依頼に基づ き実施する試験、 測定又は作業</p>	<p>1 金属の物理試 験、化学試験又は 測定 次に掲げる 試験又は測定の区 分に応じ、それぞ れ次に定める金額 イ 三次元測定 (要素) 一試 料につき要素の 数が一である場 合にあつては二 千九百四十円、 要素の数が二以 上である場合に あつては二千九 百四十円に一を 超える要素の数 に千八百四十円 を乗じて得た額 を加算した金額 ロ 三次元測定 (輪郭) 一試 料につき輪郭の 数が一である場 合にあつては二 千九百四十円、 輪郭の数が二以 上である場合に あつては二千九 百四十円に一を 超える輪郭の数 に千八百四十円 を乗じて得た額 を加算した金額</p>	<p>つき千九百円 以上三千五百八十 円以内 6 光学顕微鏡又は 走査型電子顕微鏡 による写真撮影 一枚につき七百九 十円以上四千八百 二十円以内 7 略</p>
<p>三百二十九 栃木県 産業技術センター 県南技術支援セン ターが依頼に基づ き実施する試験、 測定又は作業</p>	<p>1 金属の物理試 験、化学試験又は 測定 次に掲げる 試験又は測定の区 分に応じ、それぞ れ次に定める金額 イ 三次元測定 (要素) 一試 料につき要素の 数が一である場 合にあつては二 千八百九十円、 要素の数が二以 上である場合に あつては二千八 百九十円に一を 超える要素の数 に千八百十円 を乗じて得た額 を加算した金額 ロ 三次元測定 (輪郭) 一試 料につき輪郭の 数が一である場 合にあつては二 千八百九十円、 輪郭の数が二以 上である場合に あつては二千八 百九十円に一を 超える輪郭の数 に千八百十円 を乗じて得た額 を加算した金額</p>	<p>つき千八百七十円 以上三千五百二十 円以内 6 光学顕微鏡又は 走査型電子顕微鏡 による写真撮影 一枚につき七百八 十円以上四千七百 四十円以内 7 略</p>

ハ 三次元測定
(形状) 一試
料につき測定点
が百点まで二万
千六百円、測定
点が百点を超え
る場合はその超
える百点までこ
とに一万六千二
百円を加算した
金額

ニ その他の試験
又は測定 千四
十円以上四千百
七十円以内

2 金属の硬さ試験
又は金属組織等の
写真撮影のための
試験片の作製 一
工程につき九百十
円

3 金属組織等の写
真撮影 一枚につ
き二千六百八十
円以上三千四百八
十円以内

4 樹脂の物理試験
又は化学試験 九
百十円以上千五百
五十円以内

5 樹脂の機械加工
二千百十円

6 碎石等の物理試
験又は化学試験
二千五百七十円以
上一万九千円以
内

7 放射線量の測定
一試料につき三
千五百五十円

8 分析 一成分に
つき千四百四十
円以上六千九百七
十円以内

9 走査型電子顕微

ハ 三次元測定
(形状) 一試
料につき測定点
が百点まで二万
千三百円、測定
点が百点を超え
る場合はその超
える百点までこ
とに一万六千円
を加算した
金額

ニ その他の試験
又は測定 千三
十円以上四千百
円以内

2 金属の硬さ試験
又は金属組織等の
写真撮影のための
試験片の作製 一
工程につき九百円

3 金属組織等の写
真撮影 一枚につ
き二千六百四十
円以上三千四百二
十円以内

4 樹脂の物理試験
又は化学試験 九
百円以上千五百
三十円以内

5 樹脂の機械加工
二千八十円

6 碎石等の物理試
験又は化学試験
二千五百三十円以
上一万八千七百円
以内

7 放射線量の測定
一試料につき三
千四百九十円

8 分析 一成分に
つき千四百二十
円以上六千八百五
十円以内

9 走査型電子顕微

<p>三百三十 栃木県産 業技術センター紬 織物技術支援セン ターが依頼に基づ き実施する測定又 は作業</p>	<p>鏡による写真撮影 一枚につき四千 八 百二十 円</p>	<p>10 略</p>
	<p>1 繊維の染色加工 次に掲げる加工 の区分に応じ、そ れぞれ次に定める 金額</p> <p>イ 摺込液調整 百立方センチ メートルにつき 千二百三十 円</p> <p>ロ その他の加工 百グラムにつ き七百九十 円以 上二千六百八十 円以内</p> <p>2 製織準備加工 次に掲げる加工の 区分に応じ、それ ぞれ次に定める金 額</p> <p>イ 糸揚げ及び管 巻き 八十グラ ムにつき七百九 十 円</p> <p>ロ 整経、のり付 け及び機巻き 一反につき七百 九十 円以上五千 三百八十 円以内</p> <p>ハ 織付け 三十 センチメートル につき千三百三 十 円</p> <p>3 仕上加工 六 百 六十 円</p> <p>4 図案作成 千二 百三十 円以上三方 三千六百 円以内</p> <p>5 糊剤調整 百グ ラムにつき七百九 十 円</p>	<p>三百三十 栃木県産 業技術センター紬 織物技術支援セン ターが依頼に基づ き実施する測定又 は作業</p>
<p>三百三十 栃木県産 業技術センター紬 織物技術支援セン ターが依頼に基づ き実施する測定又 は作業</p>	<p>鏡による写真撮影 一枚につき四千 七 百四十 円</p>	<p>10 略</p>
	<p>1 繊維の染色加工 次に掲げる加工 の区分に応じ、そ れぞれ次に定める 金額</p> <p>イ 摺込液調整 百立方センチ メートルにつき 千二百十 円</p> <p>ロ その他の加工 百グラムにつ き七百八十 円以 上二千六百四十 円以内</p> <p>2 製織準備加工 次に掲げる加工の 区分に応じ、それ ぞれ次に定める金 額</p> <p>イ 糸揚げ及び管 巻き 八十グラ ムにつき七百八 十 円</p> <p>ロ 整経、のり付 け及び機巻き 一反につき七百 八十 円以上五千 二百九十 円以内</p> <p>ハ 織付け 三十 センチメートル につき千三百十 円</p> <p>3 仕上加工 六 百 五十 円</p> <p>4 図案作成 千二 百十 円以上三方 三千 円以内</p> <p>5 糊剤調整 百グ ラムにつき七百八 十 円</p>	<p>三百三十 栃木県産 業技術センター紬 織物技術支援セン ターが依頼に基づ き実施する測定又 は作業</p>

<p>三百三十一 栃木県 産業技術センター 窯業技術支援セン ターが依頼に基づ き実施する試験、 測定又は作業</p>	<p>6 放射線量の測定 一試料につき三 千五百五十円</p> <p>7 略</p> <p>1 窯業材料等の耐 火度、耐圧強度、 吸水率又は比重等 の物理試験 七百 九十円以上四千八 百二十円以内</p> <p>2 窯業材料等の焼 成試験 一個につ き二千百十円</p> <p>3 窯業材料等の凍 害試験 一サイク ルにつき千五百五 十円</p> <p>4 放射線量の測定 一試料につき三 千五百五十円</p> <p>5 分析 一成分に つき四千八百二十 円以上五千七百二 十円以内</p> <p>6 略</p>
<p>三百三十二〜三百七十二 略</p>	<p>三百三十二〜三百七十二 略</p>
<p>三百七十三 家畜伝 染病予防法(昭和 二十六年法律第百 六十六号)第四条 の二第五項、第五 条第一項又は第三 十一条第一項の規 定に基づく家畜又 はその死体の検査 (同法第五条第一 項の規定に基づく 家畜又はその死体 の検査にあつて は、監視伝染病の 発生を予防するた めのものに限</p>	<p>1〜10 略</p> <p>11 牛の伝達性海綿 状脳症検査 一頭 につき八千円以内</p>
<p>三百三十一 栃木県 産業技術センター 窯業技術支援セン ターが依頼に基づ き実施する試験、 測定又は作業</p>	<p>6 放射線量の測定 一試料につき三 千四百九十円</p> <p>7 略</p> <p>1 窯業材料等の耐 火度、耐圧強度、 吸水率又は比重等 の物理試験 七百 八十円以上四千七 百四十円以内</p> <p>2 窯業材料等の焼 成試験 一個につ き二千八十円</p> <p>3 窯業材料等の凍 害試験 一サイク ルにつき千五百三 十円</p> <p>4 放射線量の測定 一試料につき三 千四百九十円</p> <p>5 分析 一成分に つき四千七百四十 円以上五千六百二 十円以内</p> <p>6 略</p>
<p>三百三十二〜三百七十二 略</p>	<p>三百三十二〜三百七十二 略</p>
<p>三百七十三 家畜伝 染病予防法(昭和 二十六年法律第百 六十六号)第四条 の二第五項、第五 条第一項又は第三 十一条第一項の規 定に基づく家畜又 はその死体の検査 (同法第五条第一 項の規定に基づく 家畜又はその死体 の検査にあつて は、監視伝染病の 発生を予防するた めのものに限</p>	<p>1〜10 略</p> <p>11 牛の伝達性海綿 状脳症検査 一頭 につき六千円以内</p>

る。)	三百七十四～三百七十六 略	三百七十七 栃木県 家畜保健衛生所が 依頼に基づき実施 する診察等	1 診察 五百五十 円以内 2 薬治 千二百三 十円以内 3 注射 七百九十 円以内 4 検査 三千二十 円以内 5 文書交付 五百 五十円以内
る。)	三百七十八～四百十一の八 略	四百十一の九 栃木 県林業センターが 依頼に基づき実施 する試験又は測定	1 実大材曲げ試験 一試料につき六 千二百円 2 実大材圧縮試験 一試料につき六 千二百円 3 実大材引張試験 一試料につき六 千二百円 4 実大材接合部試 験 一試料につき 一万三百円 5 耐力壁面内せん 断試験 一試料に つき三万八千九百 円 6 日本工業規格等 対応試験 次に掲 げる試験の区分に 応じ、それぞれ次 に定める金額 イ 衝撃曲げ試験 一試料につき 二千二百三十円 ロ 木材摩耗試験 一試料につき 三千八十円 ハ その他の試験
る。)	三百七十四～三百七十六 略	三百七十七 栃木県 家畜保健衛生所が 依頼に基づき実施 する診察等	1 診察 五百四十 円以内 2 薬治 千二百十 円以内 3 注射 七百八十 円以内 4 検査 二千九百 七十円以内 5 文書交付 五百 四十円以内
る。)	三百七十八～四百十一の八 略	四百十一の九 栃木 県林業センターが 依頼に基づき実施 する試験又は測定	1 実大材曲げ試験 一試料につき六 千九十円 2 実大材圧縮試験 一試料につき六 千九十円 3 実大材引張試験 一試料につき六 千九十円 4 実大材接合部試 験 一試料につき 一万百四十円 5 耐力壁面内せん 断試験 一試料に つき三万八千二百 円 6 日本工業規格等 対応試験 次に掲 げる試験の区分に 応じ、それぞれ次 に定める金額 イ 衝撃曲げ試験 一試料につき 二千百九十円 ロ 木材摩耗試験 一試料につき 三千三十円 ハ その他の試験

	<p>(木材万能試験機によるものに限る。) 一試料一項目につき 四千三百十円</p> <p>7 木材耐候性試験 二十四時間まで ごとに三万五千六百円</p> <p>8 実大木材乾燥試験 二十四時間まで ごとに二万八千八百円</p> <p>9 浸せきはく離試験 一試料につき 七千九百十円</p> <p>10 煮沸はく離試験 一試料につき 七千二百二十円</p> <p>11 木材材色測定 一試料につき 二千八百九十円</p> <p>12 含水率及び密度測定 一試料につき 五千七百二十円</p>	<p>四百十二〜四百二十一 略</p>	<p>四百二十二 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第六条第一項(同法第八十七条第一項、第八十七条の四又は第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。)の規定に基づく確認の申請に対する審査</p>	<p>四百二十二の二 略</p>	<p>四百二十三 建築基準法</p>	<p>略</p>
	<p>(木材万能試験機によるものに限る。) 一試料一項目につき 四千二百四十円</p> <p>7 木材耐候性試験 二十四時間まで ごとに三万五千円</p> <p>8 実大木材乾燥試験 二十四時間まで ごとに二万八千三百円</p> <p>9 浸せきはく離試験 一試料につき 六千九百七十円</p> <p>10 煮沸はく離試験 一試料につき 七千九百十円</p> <p>11 木材材色測定 一試料につき 二千八百四十円</p> <p>12 含水率及び密度測定 一試料につき 五千六百二十円</p>	<p>四百十二〜四百二十一 略</p>	<p>四百二十二 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第六条第一項(同法第八十七条第一項、第八十七条の二又は第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。)の規定に基づく確認の申請に対する審査</p>	<p>四百二十二の二 略</p>	<p>四百二十三 建築基準法</p>	<p>略</p>

<p>準法第七條第一項 （同法第八十七條 の四又は第八十八 條第一項若しくは 第二項において準 用する場合を合 む。）の規定に基 づく建築物の建築 等に関する完了検 査</p>		<p>四百二十四 略</p>	<p>四百二十五 建築基 準法第七條の六第 一項第一号及び第 二号（同法第八十 七條の四又は第八 十八條第一項若し くは第二項におい て準用する場合を 含む。）の規定に 基づく認定の申請 に対する審査</p>	<p>略</p>	<p>四百二十五の二〜四百三十一 略</p>	<p>四百三十一の二 建 築基準法第四十八 條第十六項第一号 （同法第八十八條 第二項において準 用する場合を合 む。）の規定に基 づく許可の申請に 対する審査</p>	<p>十二万円</p>	<p>四百三十一の三 建 築基準法第四十八 條第十六項第二号 （同法第八十八條 第二項において準 用する場合を合 む。）の規定に基 づく許可の申請に</p>	<p>十四万円</p>	<p>準法第七條第一項 （同法第八十七條 の二又は第八十八 條第一項若しくは 第二項において準 用する場合を合 む。）の規定に基 づく建築物の建築 等に関する完了検 査</p>		<p>四百二十四 略</p>	<p>四百二十五 建築基 準法第七條の六第 一項第一号及び第 二号（同法第八十 七條の二又は第八 十八條第一項若し くは第二項におい て準用する場合を 含む。）の規定に 基づく認定の申請 に対する審査</p>	<p>略</p>	<p>四百二十五の二〜四百三十一 略</p>
--	--	----------------	--	----------	------------------------	--	-------------	--	-------------	--	--	----------------	--	----------	------------------------

<p>対する審査</p>			
<p>四百三十二〜四百三十三の二 略</p>		<p>四百三十二〜四百三十三の二 略</p>	
<p>四百三十三の三 建築基準法第五十三条第五項の規定に基づき建築物の建蔽率に関する特例の許可の申請に対する審査</p>	<p>三万三千円</p>		
<p>四百三十四 建築基準法第五十二条第六項第三号の規定に基づき建築物の建蔽率に関する制限の適用除外に係る許可の申請に対する審査</p>	<p>略</p>	<p>四百三十四 建築基準法第五十二条第五項第三号の規定に基づき建築物の建蔽率に関する制限の適用除外に係る許可の申請に対する審査</p>	<p>略</p>
<p>四百三十五〜四百五十五の三 略</p>		<p>四百三十五〜四百五十五の三 略</p>	
<p>四百五十五の三の二 建築基準法第八十七条の二第一項の規定に基づき既存の一の建築物について二以上の工事に分けて工事を行う場合の当該二以上の工事の全体計画の認定の申請に対する審査</p>	<p>二万七千円</p>		
<p>四百五十五の三の三 建築基準法第八十七条の二第二項において準用する同法第八十六条の八第三項の規定に基づき既存の一の建築物について二以上の工事に分けて工事を行う場合</p>	<p>二万七千円</p>		

<p>の当該二以上の工 事の全体計画の変 更の認定の申請に 対する審査</p>		<p>四 百 五 十 五 の 三 の 四 建 築 基 準 法 第 八 十 七 条 の 三 第 五 項 の 規 定 に 基 づ く 建 築 物 の 一 時 的 な 使 用 に 係 る 許 可 の 申 請 に 対 す る 審 査</p>	<p>十二万円</p>	<p>四 百 五 十 五 の 三 の 五 建 築 基 準 法 第 八 十 七 条 の 三 第 六 項 の 規 定 に 基 づ く 建 築 物 の 一 時 的 な 使 用 に 係 る 許 可 の 申 請 に 対 す る 審 査</p>	<p>十六万円</p>	<p>四 百 五 十 五 の 四 ～ 四 百 六 十 四 の 二 の 二 略</p>	<p>四 百 六 十 四 の 三 高 齢 者 、 障 害 者 等 の 移 動 等 の 円 滑 化 の 促 進 に 関 す る 法 律 (平 成 十 八 年 法 律 第 九 十 一 号) 第 十 七 条 第 四 項 の 規 定 に 基 づ く 特 定 建 築 物 の 建 築 等 の 計 画 の 認 定 に 伴 う 適 合 通 知 の 申 出 に 対 す る 審 査</p> <p>次 に 掲 げ る 金 額 を 合 算 し た 金 額</p> <p>1 略</p> <p>2 建 築 基 準 法 第 六 条 の 三 第 一 項 の 構 造 計 算 適 合 性 判 定 (以 下 こ の 項 及 び 次 項 に お い て 「 構 造 計 算 適 合 性 判 定 」 と い う 。) を 要 す る 建 築 物 に 該 当 す る 一 の 建 築 物 (同 法 第 二 十 条 第 二 項 の 規 定 に よ り 一 の 建 築 物 の 部 分 が 別 の 建 築 物 と み な さ れ る 場 合 に あ つ て は 、 当 該 建 築 物 の 部 分) ご と に 次 に 掲 げ る 構 造 計 算 適 合 性 判 定 の 区 分 に 応 じ 、 そ れ ぞ</p>			<p>四 百 五 十 五 の 四 ～ 四 百 六 十 四 の 二 の 二 略</p>	<p>四 百 六 十 四 の 三 高 齢 者 、 障 害 者 等 の 移 動 等 の 円 滑 化 の 促 進 に 関 す る 法 律 (平 成 十 八 年 法 律 第 九 十 一 号) 第 十 七 条 第 四 項 の 規 定 に 基 づ く 特 定 建 築 物 の 建 築 等 の 計 画 の 認 定 に 伴 う 適 合 通 知 の 申 出 に 対 す る 審 査</p> <p>次 に 掲 げ る 金 額 を 合 算 し た 金 額</p> <p>1 略</p> <p>2 建 築 基 準 法 第 六 条 の 三 第 一 項 の 構 造 計 算 適 合 性 判 定 (以 下 こ の 項 及 び 次 項 に お い て 「 構 造 計 算 適 合 性 判 定 」 と い う 。) を 要 す る 建 築 物 に 該 当 す る 一 の 建 築 物 (同 法 第 二 十 条 第 二 項 の 規 定 に よ り 一 の 建 築 物 の 部 分 が 別 の 建 築 物 と み な さ れ る 場 合 に あ つ て は 、 当 該 建 築 物 の 部 分) ご と に 次 に 掲 げ る 構 造 計 算 適 合 性 判 定 の 区 分 に 応 じ 、 そ れ ぞ</p>	
---	--	--	-------------	--	-------------	--	---	--	--	--	---	--

れ次に定める金額
を算出して得た金
額を合算した金額
イ 建築基準法第
二十条第一項第
二号イ又は第三
号イの構造計算
が同項第二号イ
又は第三号イに
規定するプログ
ラムにより適正
に行われたもの
であるかどうか
の構造計算適合
性判定 次に掲
げる場合の区分
に応じ、それぞ
れ次に定める金
額

(1) 床面積（構
造計算適合性
判定に係る部
分の床面積に
限る。(2)から
(5)まで及びロ
において同
じ。)の合計
が千平方メー
トル以内の場
合 十二万七
百円

(2) 床面積の合
計が千平方
メートルを超
え二千平方
メートル以内
の場合 十五
万四百円

(3) 床面積の合
計が二千平方
メートルを超
え一万平方
メートル以内
の場合 十六

れ次に定める金額
を算出して得た金
額を合算した金額
イ 建築基準法第
二十条第一項第
二号イ又は第三
号イの構造計算
が同項第二号イ
又は第三号イに
規定するプログ
ラムにより適正
に行われたもの
であるかどうか
の構造計算適合
性判定 次に掲
げる場合の区分
に応じ、それぞ
れ次に定める金
額

(1) 床面積（構
造計算適合性
判定に係る部
分の床面積に
限る。(2)から
(5)まで及びロ
において同
じ。)の合計
が千平方メー
トル以内の場
合 十一万八
千五百六十円

(2) 床面積の合
計が千平方
メートルを超
え二千平方
メートル以内
の場合 十四
万七千七百二
十円

(3) 床面積の合
計が二千平方
メートルを超
え一万平方
メートル以内
の場合 十六

万四千七百円

(4) 床面積の合計が一万平方メートルを超え五万平方メートル以内の場合 二十万八千七百円

(5) 床面積の合計が五万平方メートルを超える場合 三十五万三千九百円

ロ イに掲げる構造計算適合性判定以外の構造計算適合性判定次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(1) 床面積の合計が千平方メートル以内の場合 十七万四千六百円

(2) 床面積の合計が千平方メートルを超え二千平方メートル以内の場合 二十三万二千九百円

(3) 床面積の合計が二千平方メートルを超え一万平方メートル以内の場合 二十六万七千円

万千七百六十円

(4) 床面積の合計が一万平方メートルを超え五万平方メートル以内の場合 二十四万九千六十円

(5) 床面積の合計が五万平方メートルを超える場合 三十四万七千五百二十円

ロ イに掲げる構造計算適合性判定以外の構造計算適合性判定次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(1) 床面積の合計が千平方メートル以内の場合 十七万四千八百八十円

(2) 床面積の合計が千平方メートルを超え二千平方メートル以内の場合 二十三万八千七百二十円

(3) 床面積の合計が二千平方メートルを超え一万平方メートル以内の場合 二十六万二千二百円

	<p>(4) 床面積の合計が一万平方メートルを超え五万平方メートル以内の場合 三十一万五千二百円</p> <p>(5) 床面積の合計が五万平方メートルを超える場合 六十四万八千七百円</p> <p>3 略</p>
<p>四百六十四の四 略</p>	<p>四百六十四の四 略</p>
<p>四百六十四の五 都市の低炭素化の促進に関する法律(平成二十四年法律第八十四号)第五十三条第一項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査</p>	<p>次に掲げる審査の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を合算した金額</p> <p>1 略</p> <p>2 1の申請に併せて行う建築基準法第六条第一項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査の申出に対する審査次に掲げる金額を合算した金額</p> <p>イ 略</p> <p>ロ 建築基準法第六条の三第一項の構造計算適合性判定(以下この項及び次項において「構造計算適合性判定」という。)を要する建築物に該当する一の建築物(同法第二十</p>
	<p>円</p> <p>(4) 床面積の合計が一万平方メートルを超え五万平方メートル以内の場合 三十一万四千四百四十円</p> <p>(5) 床面積の合計が五万平方メートルを超える場合 六十三万六千九百六十円</p> <p>3 略</p>
<p>四百六十四の四 略</p>	<p>四百六十四の四 略</p>
	<p>次に掲げる審査の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を合算した金額</p> <p>1 略</p> <p>2 1の申請に併せて行う建築基準法第六条第一項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査の申出に対する審査次に掲げる金額を合算した金額</p> <p>イ 略</p> <p>ロ 建築基準法第六条の三第一項の構造計算適合性判定(以下この項及び次項において「構造計算適合性判定」という。)を要する建築物に該当する一の建築物(同法第二十</p>

条第二項の規定により一の建築物の部分が別の建築物とみなされる場合にあつては、当該建築物の部分) ごとに次に掲げる構造計算適合性判定の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を算出して得た金額を合算した金額

(1) 建築基準法

第二十条第一項第二号イ又は第三号イの構造計算が同項第二号イ又は第三号イに規定するプログラムにより適正に行われたものであるかどうかの構造計算適合性判定 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(i) 床面積

(構造計算適合性判定に係る部分の床面積に限る。(ii)から(v)まで及び(2)において同じ。)の合計が千平方メートル以内の場合

条第二項の規定により一の建築物の部分が別の建築物とみなされる場合にあつては、当該建築物の部分) ごとに次に掲げる構造計算適合性判定の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を算出して得た金額を合算した金額

(1) 建築基準法

第二十条第一項第二号イ又は第三号イの構造計算が同項第二号イ又は第三号イに規定するプログラムにより適正に行われたものであるかどうかの構造計算適合性判定 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(i) 床面積

(構造計算適合性判定に係る部分の床面積に限る。(ii)から(v)まで及び(2)において同じ。)の合計が千平方メートル以内の場合

定める金額

(i) 床面積の
合計が千平
方メートル
以内の場合
十七万四
千六百円

(ii) 床面積の
合計が千平
方メートル
を超え二千
平方メー
トル以内の場
合 二十三
万二千九百
円

(iii) 床面積の
合計が二千
平方メー
トルを超え一
万平方メー
トル以内の
場合 二十
六万七千円

(iv) 床面積の
合計が一万
平方メー
トルを超え五
万平方メー
トル以内の
場合 三十
五万二千八
百円

(v) 床面積の
合計が五万
平方メー
トルを超える
場合 六十
四万八千七
百円

ハ 略

四百六十四の六・四百六十四の七 略

定める金額

(i) 床面積の
合計が千平
方メートル
以内の場合
十七万千
四百八十円

(ii) 床面積の
合計が千平
方メートル
を超え二千
平方メー
トル以内の場
合 二十二
万八千七百
二十円

(iii) 床面積の
合計が二千
平方メー
トルを超え一
万平方メー
トル以内の
場合 二十
六万二千二
百円

(iv) 床面積の
合計が一万
平方メー
トルを超え五
万平方メー
トル以内の
場合 三十
四万六千四
百四十円

(v) 床面積の
合計が五万
平方メー
トルを超える
場合 六十
三万六千九
百六十円

ハ 略

四百六十四の六・四百六十四の七 略

四百六十四の八 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第十二条第一項の規定に基づき建築物エネルギー消費性能適合性判定

次に掲げる建築物エネルギー消費性能適合性判定の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

- 1 略
- 2 1に掲げる建築物以外の建築物に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

イ 略
ロ 標準入力法・主要室入力法を用いる場合に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(1) 床面積の合計が二千平方メートル未満の場合 三十七万三千四百円

(2) 床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満の場合 五十二万八千円

(3) 床面積の合計が五千平方メートル以上一万平方メートル未満の場合 六十三万九千九百円

(4) 床面積の合計が一万平方メートル以上

四百六十四の八 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第十二条第一項の規定に基づき建築物エネルギー消費性能適合性判定

次に掲げる建築物エネルギー消費性能適合性判定の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

- 1 略
- 2 1に掲げる建築物以外の建築物に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

イ 略
ロ 標準入力法・主要室入力法を用いる場合に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(1) 床面積の合計が二千平方メートル未満の場合 三十六万七千二百円

(2) 床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満の場合 五十二万九千八百円

(3) 床面積の合計が五千平方メートル以上一万平方メートル未満の場合 六十三万三百二十円

(4) 床面積の合計が一万平方メートル以上

	<p>二万五千平方 メートル未満 の場合 <u>七十</u> <u>五万四千六百</u> 円</p> <p>(5) 床面積の合 計が二万五千 平方メートル 以上の場合 <u>八十六万三千</u> <u>九百円</u></p>	四百六十四の九 略	<p>四百六十四の十 建 築物のエネルギー 消費性能の向上に 関する法律第十三 条第二項の規定に 基づく建築物エネ ルギー消費性能適 合性判定（標準入 力法・主要室入力 法を用いるものに 限る。）</p> <p>次に掲げる場合の区 分に応じ、それぞれ 次に定める金額</p> <p>1 建築物（非住宅 部分の全部を工 場、倉庫等の用途 に供するものを除 く。以下この項に おいて同じ。）の 床面積の合計が二 千平方メートル未 満の場合 <u>三十四</u> <u>万五千四百円</u></p> <p>2 建築物の床面積 の合計が二千平方 メートル以上五千 平方メートル未満 の場合 <u>四十五万</u> <u>千円</u></p> <p>3 建築物の床面積 の合計が五千平方 メートル以上一万 平方メートル未満 の場合 <u>五十二万</u> <u>六千九百円</u></p> <p>4 建築物の床面積 の合計が一万平方 メートル以上二万 五千平方メートル 未満の場合 <u>六十</u> <u>一万千六百円</u></p>	<p>二万五千平方 メートル未満 の場合 <u>七十</u> <u>四万三千四百</u> <u>八十円</u></p> <p>(5) 床面積の合 計が二万五千 平方メートル 以上の場合 <u>八十五万五千</u> <u>百二十円</u></p>	四百六十四の九 略	<p>四百六十四の十 建 築物のエネルギー 消費性能の向上に 関する法律第十三 条第二項の規定に 基づく建築物エネ ルギー消費性能適 合性判定（標準入 力法・主要室入力 法を用いるものに 限る。）</p> <p>次に掲げる場合の区 分に応じ、それぞれ 次に定める金額</p> <p>1 建築物（非住宅 部分の全部を工 場、倉庫等の用途 に供するものを除 く。以下この項に おいて同じ。）の 床面積の合計が二 千平方メートル未 満の場合 <u>三十三</u> <u>万九千二百二十円</u></p> <p>2 建築物の床面積 の合計が二千平方 メートル以上五千 平方メートル未満 の場合 <u>四十四万</u> <u>二千八百円</u></p> <p>3 建築物の床面積 の合計が五千平方 メートル以上一万 平方メートル未満 の場合 <u>五十一万</u> <u>七千三百二十円</u></p> <p>4 建築物の床面積 の合計が一万平方 メートル以上二万 五千平方メートル 未満の場合 <u>六十</u> <u>万四百八十円</u></p>	<p>二万五千平方 メートル未満 の場合 <u>七十</u> <u>四万三千四百</u> <u>八十円</u></p> <p>(5) 床面積の合 計が二万五千 平方メートル 以上の場合 <u>八十五万五千</u> <u>百二十円</u></p>
--	--	-----------	---	--	-----------	--	--

	<p>5 建築物の床面積の合計が二万五千平方メートル以上の場合 <u>六十八万九百円</u></p>	<p>四百六十四の十一・四百六十四の十二 略</p>	<p>四百六十四の十三 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第二十九条第一項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査</p>	<p>次に掲げる審査の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を合算した金額</p> <p>1 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>イ 略</p> <p>ロ イに掲げる場合以外の場合 次に掲げる申請の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 一の建築物全体に係る申請(1)及び(2)に掲げる申請を除く。) 次に掲げる金額を合算した金額</p> <p>(iv)(i) (iii) 略</p> <p>(iv) 非住宅部分(標準入力法・主要室入力法(建築物エネルギー消費性能誘導基準であつて、知事が</p>
	<p>5 建築物の床面積の合計が二万五千平方メートル以上の場合 <u>六十六万八千五百二十円</u></p>	<p>四百六十四の十一・四百六十四の十二 略</p>	<p>四百六十四の十三 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第二十九条第一項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査</p>	<p>次に掲げる審査の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を合算した金額</p> <p>1 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>イ 略</p> <p>ロ イに掲げる場合以外の場合 次に掲げる申請の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 一の建築物全体に係る申請(1)及び(2)に掲げる申請を除く。) 次に掲げる金額を合算した金額</p> <p>(iv)(i) (iii) 略</p> <p>(iv) 非住宅部分(標準入力法・主要室入力法(建築物エネルギー消費性能誘導基準であつて、知事が</p>

指定するもの
 のをいう。
 次項において
 同じ。) を用
 いるものに限
 る。)につ
 いて、次の
 表の上欄に
 掲げる床面
 積の合計に
 係る場合の
 区分に応
 じ、それぞ
 れ同表の下
 欄に掲げる
 金額

五百平方メートル未満の場合	三百平方メートル未満の場合	二百平方メートル未満の場合	五百平方メートル以上
二十三万円	三十七万円	五十二万円	六十四万円
三十三万円	三十三万円	八千円	二百円

指定するもの
 のをいう。
 次項において
 同じ。) を用
 いるものに限
 る。)につ
 いて、次の
 表の上欄に
 掲げる床面
 積の合計に
 係る場合の
 区分に応
 じ、それぞ
 れ同表の下
 欄に掲げる
 金額

五百平方メートル未満の場合	三百平方メートル未満の場合	二百平方メートル未満の場合	五百平方メートル以上
二十二万円	三十六万円	五十一万円	六十三万円
九千円	七千円	九千円	六百円
八十円	二十円	八千円	二十円

<p>四百六十四の十四～四百七十一 略</p>	<p>四百七十一の二 所 有者不明土地の利 用の円滑化等に関 する特別措置法 (平成三十年法律 第四十九号)第十 条第一項の規定に 基づく土地使用権 等の取得の裁定の 申請に対する審 査、裁定等</p> <p>次に掲げる場合の区 分に応じ、それぞれ 次に定める金額</p> <p>1 損失補償の見積 額が十万円以下の 場合 二万七千円</p> <p>2 損失補償の見積 額が十万円を超え 百万円以下の場合 二万七千円に損 失補償の見積額の 十万円を超える部 分が五万円に達す るごとに二千七百 円を加えた金額</p> <p>3 損失補償の見積 額が百万円を超え 五百万円以下の場 合 七万五千六百</p>												
<p>2 略</p> <table border="1" data-bbox="584 174 791 1106"> <tr> <td>二万五 千平方 メートル 以上の の場合</td> <td>八十六 万三千 九百円</td> </tr> <tr> <td>一万平 方メー トル以 上二万 五千平 方メー トル未 満の場 合</td> <td>七十五 万四千 六百円</td> </tr> <tr> <td>上二万 平方 メー トル未 満の場 合</td> <td></td> </tr> </table>	二万五 千平方 メートル 以上の の場合	八十六 万三千 九百円	一万平 方メー トル以 上二万 五千平 方メー トル未 満の場 合	七十五 万四千 六百円	上二万 平方 メー トル未 満の場 合		<p>2 略</p> <table border="1" data-bbox="1158 174 1374 1106"> <tr> <td>二万五 千平方 メートル 以上の の場合</td> <td>八十五 万五千 百二十 円</td> </tr> <tr> <td>一万平 方メー トル以 上二万 五千平 方メー トル未 満の場 合</td> <td>七十四 万三千 四百八 十円</td> </tr> <tr> <td>上二万 平方 メー トル未 満の場 合</td> <td></td> </tr> </table>	二万五 千平方 メートル 以上の の場合	八十五 万五千 百二十 円	一万平 方メー トル以 上二万 五千平 方メー トル未 満の場 合	七十四 万三千 四百八 十円	上二万 平方 メー トル未 満の場 合	
二万五 千平方 メートル 以上の の場合	八十六 万三千 九百円												
一万平 方メー トル以 上二万 五千平 方メー トル未 満の場 合	七十五 万四千 六百円												
上二万 平方 メー トル未 満の場 合													
二万五 千平方 メートル 以上の の場合	八十五 万五千 百二十 円												
一万平 方メー トル以 上二万 五千平 方メー トル未 満の場 合	七十四 万三千 四百八 十円												
上二万 平方 メー トル未 満の場 合													
<p>四百六十四の十四～四百七十一 略</p>	<p>四百七十一の二 所 有者不明土地の利 用の円滑化等に関 する特別措置法 (平成三十年法律 第四十九号)第十 条第一項の規定に 基づく土地使用権 等の取得の裁定の 申請に対する審 査、裁定等</p> <p>次に掲げる場合の区 分に応じ、それぞれ 次に定める金額</p> <p>1 損失補償の見積 額が十万円以下の 場合 二万七千円</p> <p>2 損失補償の見積 額が十万円を超え 百万円以下の場合 二万七千円に損 失補償の見積額の 十万円を超える部 分が五万円に達す るごとに二千七百 円を加えた金額</p> <p>3 損失補償の見積 額が百万円を超え 五百万円以下の場 合 七万五千六百</p>												
<p>2 略</p> <table border="1" data-bbox="584 174 791 1106"> <tr> <td>二万五 千平方 メートル 以上の の場合</td> <td>八十六 万三千 九百円</td> </tr> <tr> <td>一万平 方メー トル以 上二万 五千平 方メー トル未 満の場 合</td> <td>七十五 万四千 六百円</td> </tr> <tr> <td>上二万 平方 メー トル未 満の場 合</td> <td></td> </tr> </table>	二万五 千平方 メートル 以上の の場合	八十六 万三千 九百円	一万平 方メー トル以 上二万 五千平 方メー トル未 満の場 合	七十五 万四千 六百円	上二万 平方 メー トル未 満の場 合		<p>2 略</p> <table border="1" data-bbox="1158 174 1374 1106"> <tr> <td>二万五 千平方 メートル 以上の の場合</td> <td>八十五 万五千 百二十 円</td> </tr> <tr> <td>一万平 方メー トル以 上二万 五千平 方メー トル未 満の場 合</td> <td>七十四 万三千 四百八 十円</td> </tr> <tr> <td>上二万 平方 メー トル未 満の場 合</td> <td></td> </tr> </table>	二万五 千平方 メートル 以上の の場合	八十五 万五千 百二十 円	一万平 方メー トル以 上二万 五千平 方メー トル未 満の場 合	七十四 万三千 四百八 十円	上二万 平方 メー トル未 満の場 合	
二万五 千平方 メートル 以上の の場合	八十六 万三千 九百円												
一万平 方メー トル以 上二万 五千平 方メー トル未 満の場 合	七十五 万四千 六百円												
上二万 平方 メー トル未 満の場 合													
二万五 千平方 メートル 以上の の場合	八十五 万五千 百二十 円												
一万平 方メー トル以 上二万 五千平 方メー トル未 満の場 合	七十四 万三千 四百八 十円												
上二万 平方 メー トル未 満の場 合													

	<p>田に損失補償の見積額の百万円を超える部分が十万円に達することにより三 千四百円を加えた金額</p> <p>4 損失補償の見積額が五百万円を超え二千万円以下の場合 二十一万六千六百円に損失補償の見積額の五百万円を超える部分が百万円に達することにより三千五百円を加えた金額</p> <p>5 損失補償の見積額が二千万円を超え一億円以下の場合 二十六万四千五百円に損失補償の見積額の二千万円を超える部分が四百万円に達することにより四千八百円を加えた金額</p> <p>6 損失補償の見積額が一億円を超える場合 三十六万 百円</p>
<p>四百七十一の三 所有権不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法第十九条第一項の規定に基づく土地等使用権の存続期間の延長の裁定の申請に対する審査、裁定等</p>	<p>前項の下欄に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額</p>
<p>四百七十一の四 所有権不明土地の利用の円滑化等に関する</p>	<p>四百七十一の二の項の下欄に掲げる場合の区分に応じ、それ</p>

<p>する特別措置法第二十七條第一項又は第三十七條第一項の規定に基づく特定所有者不明土地の収用又は使用の裁定の申請に対する審査、裁定等</p>	<p>それぞれ当該手数料の金額</p>
<p>四百七十二〜四百八十 略</p>	
<p>四百八十一 長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成二十年法律第八十七号)第五條第一項又は第三項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査</p>	<p>次に掲げる審査の区分に応じそれぞれ次に定める金額を合算した金額</p> <p>1 長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>イ 新築の場合次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) (1)及び(2)に掲げる場合以外の場合次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(i) 一戸建ての住宅の場合 合 六万四千二百円</p> <p>(ii) 共同住宅等の場合 次の表の上欄に掲げる</p>
<p>四百七十二〜四百八十 略</p>	
<p>する特別措置法第二十七條第一項又は第三十七條第一項の規定に基づく特定所有者不明土地の収用又は使用の裁定の申請に対する審査、裁定等</p>	<p>それぞれ当該手数料の金額</p>
<p>四百七十二〜四百八十 略</p>	
<p>四百八十一 長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成二十年法律第八十七号)第五條第一項又は第三項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査</p>	<p>次に掲げる審査の区分に応じそれぞれ次に定める金額を合算した金額</p> <p>1 長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>イ 新築の場合次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) (1)及び(2)に掲げる場合以外の場合次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(i) 一戸建ての住宅の場合 合 六万三千三百六十円</p> <p>(ii) 共同住宅等の場合 次の表の上欄に掲げる</p>
<p>四百七十二〜四百八十 略</p>	

建築物全体の戸数に係る場合の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる金額

二百戸を超える場合	四 百 十 九 万 千 二 百 円
二百戸以内の場合	二 百 九 十 三 万 千 三 百 円
二百戸以内の場合	八 万 五 千 三 百 円
五十戸を超え五十戸以内の場合	九 十二 万 二 千 八 百 円
十戸を超え三十戸以内の場合	五 十一 万 二 千 五 百 円
五戸を超え十戸以内の場合	二 十五 万 六 千 百 円
五戸以内の場合	十 五 万 九 千 三 百 円

建築物全体の戸数に係る場合の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる金額

二百戸を超える場合	四 百 十 二 万 九 千 三 百 円
二百戸以内の場合	二 百 八 十 八 万 八 千 二 百 四 十 円
二百戸以内の場合	六 万 二 千 四 十 円
五十戸を超え五十戸以内の場合	九 十 万 九 千 二 百 四 十 円
十戸を超え三十戸以内の場合	五 十 万 五 千 百 円
五戸を超え十戸以内の場合	二 十五 万 二 千 四 百 八 十 円
五戸以内の場合	十 五 万 七 千 四 十 円

ロ イ以外の場合
次に掲げる場
合の区分に応
じ、それぞれ次
に定める金額
(1) 略
(2) (1)以外の場
合 次に掲げ
る場合の区分
に応じ、それ
ぞれ次に定め
る金額
(i) 一戸建て
の住宅の場
合 九万六
千四百円
(ii) 共同住宅
等の場合
次の表の上
欄に掲げる
建築物全体
の戸数に係
る場合の区
分に応じ、
それぞれ同
表の下欄に
掲げる金額

三十戸	百三十	十戸を 超え三 十戸以 内の場 合	七十六 万九千 百円	五戸を 超え十 戸以内 の場合	三十八 万三千 六百円	五戸以 内の場 合	二十三 万八千 二百円
-----	-----	-------------------------------	------------------	--------------------------	-------------------	-----------------	-------------------

ロ イ以外の場合
次に掲げる場
合の区分に応
じ、それぞれ次
に定める金額
(1) 略
(2) (1)以外の場
合 次に掲げ
る場合の区分
に応じ、それ
ぞれ次に定め
る金額
(i) 一戸建て
の住宅の場
合 九万五
千二百円
(ii) 共同住宅
等の場合
次の表の上
欄に掲げる
建築物全体
の戸数に係
る場合の区
分に応じ、
それぞれ同
表の下欄に
掲げる金額

三十戸	百三十	十戸を 超え三 十戸以 内の場 合	七十五 万七千 百円	五戸を 超え十 戸以内 の場合	三十七 万八千 八十円	五戸以 内の場 合	二十三 万四千 七百六 十円
-----	-----	-------------------------------	------------------	--------------------------	-------------------	-----------------	-------------------------

を 超 え	八 万 三 千 三 百
五十 戸 以 内 の 場 合	同
五十 戸 を 超 え	二 百 三
百 戸 以 内 の 場 合	十 七 万 八 千 三 百
合	同
百 戸 を 超 え 二	四 百 三
百 戸 以 内 の 場 合	十 九 万 七 千 二 百
合	同
二 百 戸 を 超 え る 場 合	六 百 二 十 八 万 八 千 三 百

2 1の申請に併せて
て行い建築基準法
第六条第一項に規
定する建築基準関
係規定に適合する
かどうかの審査の
申出に対する審査
次に掲げる金額
を合算した金額

イ 略

ロ 建築基準法第
六条の三第一項
の構造計算適合
性判定（以下こ
の項及び四百八
十一の三の項に
おいて「構造計
算適合性判定」
という。）を要
する建築物に該
当する一の建築
物（同法第二十
条第二項の規定

を 超 え	六 万 二 千 六 百
五十 戸 以 内 の 場 合	同
五十 戸 を 超 え	二 百 三
百 戸 以 内 の 場 合	十 四 万 二 千 八 百
合	同
百 戸 を 超 え 二	四 百 三
百 戸 以 内 の 場 合	十 三 万 千 五 百 六 十
合	同
二 百 戸 を 超 え る 場 合	六 百 十 九 万 四 千 四 十

2 1の申請に併せて
て行い建築基準法
第六条第一項に規
定する建築基準関
係規定に適合する
かどうかの審査の
申出に対する審査
次に掲げる金額
を合算した金額

イ 略

ロ 建築基準法第
六条の三第一項
の構造計算適合
性判定（以下こ
の項及び四百八
十一の三の項に
おいて「構造計
算適合性判定」
という。）を要
する建築物に該
当する一の建築
物（同法第二十
条第二項の規定

により一の建築物の部分が別の建築物とみなされる場合にあつては、当該建築物の部分)ごとに次に掲げる構造計算適合性判定の区分に応じ次に定める金額を算出して得た金額を合算した金額

(1) 建築基準法

第二十条第一項第二号イ又は第三号イの構造計算が同項第二号イ又は第三号イに規定するプログラムにより適正に行われたものであるかどうかの構造計算適合性判定 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(i) 床面積

(構造計算適合性判定に係る部分の床面積に限る。(ii)から(v)まで及び(2)において同じ。)

の合計が千平方メートル以内の場合
合 十二万七千五百円

により一の建築物の部分が別の建築物とみなされる場合にあつては、当該建築物の部分)ごとに次に掲げる構造計算適合性判定の区分に応じ次に定める金額を算出して得た金額を合算した金額

(1) 建築基準法

第二十条第一項第二号イ又は第三号イの構造計算が同項第二号イ又は第三号イに規定するプログラムにより適正に行われたものであるかどうかの構造計算適合性判定 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(i) 床面積

(構造計算適合性判定に係る部分の床面積に限る。(ii)から(v)まで及び(2)において同じ。)

の合計が千平方メートル以内の場合
合 十一万八千五百六

(i) 床面積の
合計が千平
方メートル
を超え二千
平方メー
トル以内の場
合 十五万
四百円

(ii) 床面積の
合計が二千
平方メー
トルを超え一
万平方メー
トル以内の
場合 十六
万四千七百
円

(iii) 床面積の
合計が一万
平方メー
トルを超え五
万平方メー
トル以内の
場合 二十
万八千七百
円

(iv) 床面積の
合計が五万
平方メー
トルを超える
場合 三十
五万三千九
百円

(2) (1)に掲げる
構造計算適合
性判定以外の
構造計算適合
性判定 次に
掲げる場合の
区分に応じ、
それぞれ次に
定める金額

(i) 床面積の
合計が千平
方メートル
を超え二千
平方メー
トル以内の場
合 十四万
七千七百二
十円

(ii) 床面積の
合計が二千
平方メー
トルを超え一
万平方メー
トル以内の
場合 十六
万七千七百
六十円

(iii) 床面積の
合計が一万
平方メー
トルを超え五
万平方メー
トル以内の
場合 二十
万四千九百
六十円

(iv) 床面積の
合計が五万
平方メー
トルを超える
場合 三十
四万七千五
百二十円

(2) (1)に掲げる
構造計算適合
性判定以外の
構造計算適合
性判定 次に
掲げる場合の
区分に応じ、
それぞれ次に
定める金額

<p>四百八十一の二〇五百十七 略</p>		<p>ハ 略</p>		<p>合計が千平方メートル以内の場合 十七万四千六百円</p> <p>(ii) 床面積の合計が千平方メートルを超え二千平方メートル以内の場合 二十三万二千九百円</p> <p>(iii) 床面積の合計が二千万平方メートルを超え一千万平方メートル以内の場合 二十六万七千円</p> <p>(iv) 床面積の合計が一千万平方メートルを超え五千万平方メートル以内の場合 三十五万二千八百円</p> <p>(v) 床面積の合計が五千万平方メートルを超える場合 六十四万八千七百円</p>	<p>備考 略</p>
<p>四百八十一の二〇五百十七 略</p>		<p>ハ 略</p>		<p>合計が千平方メートル以内の場合 十七万四千四百八十円</p> <p>(ii) 床面積の合計が千平方メートルを超え二千平方メートル以内の場合 二十二万八千七百二十円</p> <p>(iii) 床面積の合計が二千万平方メートルを超え一千万平方メートル以内の場合 二十六万二千二百円</p> <p>(iv) 床面積の合計が一千万平方メートルを超え五千万平方メートル以内の場合 三十四万六千四百四十円</p> <p>(v) 床面積の合計が五千万平方メートルを超える場合 六十三万六千九百六十円</p>	<p>備考 略</p>

(栃木県保健所使用料条例の一部改正)

第二条 栃木県保健所使用料条例(昭和二十九年栃木県条例第七号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>第二条 前条の規定による料金は、診察料及び指導料を除き、診療報酬の算定方法(平成二十年厚生労働省告示第五十九号)別表第一医科診療報酬点数表及び別表第二歯科診療報酬点数表に基づいて算定した額の八割に相当する額に百分の百十を乗じて得た額(その額に十円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)とする。</p> <p>2 略</p>	<p>第二条 前条の規定による料金は、診察料及び指導料を除き、診療報酬の算定方法(平成二十年厚生労働省告示第五十九号)別表第一医科診療報酬点数表及び別表第二歯科診療報酬点数表に基づいて算定した額の八割に相当する額に百分の百八を乗じて得た額(その額に十円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)とする。</p> <p>2 略</p>

(栃木県青年の家設置、管理及び使用料条例の一部改正)

第三条 栃木県青年の家設置、管理及び使用料条例(昭和三十五年栃木県条例第五号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前												
<p>別表(第9条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>利用区分</th> <th>単 位</th> <th>使 用 料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>宿 泊</td> <td>1人1泊</td> <td> 中学校生徒以下の者 380円(県外に居住する者については、<u>790円</u>) その他の者 <u>790円</u>(県外に居住する者については、<u>1,590円</u>) </td> </tr> </tbody> </table>	利用区分	単 位	使 用 料	宿 泊	1人1泊	中学校生徒以下の者 380円(県外に居住する者については、 <u>790円</u>) その他の者 <u>790円</u> (県外に居住する者については、 <u>1,590円</u>)	<p>別表(第9条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>利用区分</th> <th>単 位</th> <th>使 用 料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>宿 泊</td> <td>1人1泊</td> <td> 中学校生徒以下の者 380円(県外に居住する者については、<u>780円</u>) その他の者 <u>780円</u>(県外に居住する者については、<u>1,570円</u>) </td> </tr> </tbody> </table>	利用区分	単 位	使 用 料	宿 泊	1人1泊	中学校生徒以下の者 380円(県外に居住する者については、 <u>780円</u>) その他の者 <u>780円</u> (県外に居住する者については、 <u>1,570円</u>)
利用区分	単 位	使 用 料											
宿 泊	1人1泊	中学校生徒以下の者 380円(県外に居住する者については、 <u>790円</u>) その他の者 <u>790円</u> (県外に居住する者については、 <u>1,590円</u>)											
利用区分	単 位	使 用 料											
宿 泊	1人1泊	中学校生徒以下の者 380円(県外に居住する者については、 <u>780円</u>) その他の者 <u>780円</u> (県外に居住する者については、 <u>1,570円</u>)											

(栃木県林業センター設置、管理及び使用料条例の一部改正)

第四条 栃木県林業センター設置、管理及び使用料条例(昭和三十八年栃木県条例第五号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表（第9条関係）		別表（第9条関係）	
区 分	使用料（1時間につき）	区 分	使用料（1時間につき）
セミナー室	850円	セミナー室	840円
恒温恒湿室	3,610円	恒温恒湿室	3,550円
略		略	

（栃木県行政財産使用料条例の一部改正）

第五条 栃木県行政財産使用料条例（昭和三十九年栃木県条例第九号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後			改正前		
別表（第2条関係） 栃木県行政財産使用料算定基準			別表（第2条関係） 栃木県行政財産使用料算定基準		
種 類	使用区分	使用料算定方法 （年 額）	種 類	使用区分	使用料算定方法 （年 額）
略			略		
建	建物を全部使用させる場合	$\left\{ \left(\text{評価額} \times \frac{7}{100} \right. \right.$ $\left. \left(\text{営利を主とする場合は} \frac{8}{100} \right) \right\} + \text{当該}$ 建物に係る県有資産 $\text{所在市町村交付金相当額} + \text{当該建物の敷}$ 地に係る土地使用料 $\text{相当額（当該建物の敷地が借地の場合は、借地料に相当する額）} \left. \right\} \times \frac{110}{100}$	建	建物を全部使用させる場合	$\left\{ \left(\text{評価額} \times \frac{7}{100} \right. \right.$ $\left. \left(\text{営利を主とする場合は} \frac{8}{100} \right) \right\} + \text{当該}$ 建物に係る県有資産 $\text{所在市町村交付金相当額} + \text{当該建物の敷}$ 地に係る土地使用料 $\text{相当額（当該建物の敷地が借地の場合は、借地料に相当する額）} \left. \right\} \times \frac{108}{100}$

物	建物の一部を使用させる場合	自動販売機の設置	使用面積 (㎡) × $20,000円 \times \frac{110}{100}$	物	建物の一部を使用させる場合	自動販売機の設置	使用面積 (㎡) × $20,000円 \times \frac{108}{100}$
		卓上形公衆電話機の設置	1 台につき $2,000円 \times \frac{110}{100}$			卓上形公衆電話機の設置	1 台につき $2,000円 \times \frac{108}{100}$
		略	略			略	略
略				略			
備考				備考			
1 略				1 略			
2 使用許可に係る期間が 1 月に満たない場合における土地の使用料は、この表により算出して得た額に <u>100分の110</u> を乗じて得た額とする。				2 使用許可に係る期間が 1 月に満たない場合における土地の使用料は、この表により算出して得た額に <u>100分の108</u> を乗じて得た額とする。			

(栃木県精神保健福祉センター使用料条例の一部改正)

第六条 栃木県精神保健福祉センター使用料条例 (昭和四十二年栃木県条例第三十一号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(使用料)</p> <p>第一条 略</p> <p>2 前項の使用料の額は、診療報酬の算定方法 (平成二十年厚生労働省告示第五十九号) 別表第一 医科診療報酬点数表に基づいて算定した額 (知事が別に定める場合にあつては、当該額 <u>に百分の百十</u> を乗じて得た額) とする。</p>	<p>(使用料)</p> <p>第一条 略</p> <p>2 前項の使用料の額は、診療報酬の算定方法 (平成二十年厚生労働省告示第五十九号) 別表第一 医科診療報酬点数表に基づいて算定した額 (知事が別に定める場合にあつては、当該額 <u>に百分の百八</u> を乗じて得た額) とする。</p>

(栃木県立美術館条例の一部改正)

第七条 栃木県立美術館条例 (昭和四十七年栃木県条例第三十号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
(撮影等の許可及び料金)	(撮影等の許可及び料金)

宿泊	県内に居住する者 (中学校生徒以下の者を除く。)		1 人	<u>790円</u>	宿泊	県内に居住する者 (中学校生徒以下の者を除く。)		1 人	<u>780円</u>
	県外に居住する者	中学校生徒以下の者	1 泊	<u>790円</u>		県外に居住する者	中学校生徒以下の者	1 泊	<u>780円</u>
		その他の者		<u>1,590円</u>			その他の者		<u>1,570円</u>

(栃木県県民の森条例の一部改正)

第九条 栃木県県民の森条例 (昭和四十九年栃木県条例第四号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後			改正前		
別表 (第6条の3関係)			別表 (第6条の3関係)		
キャンプ施設の種類	単位	基準額	キャンプ施設の種類	単位	基準額
バンガロー (定員4名)	1戸1泊 につき	<u>11,100円</u>	バンガロー (定員4名)	1戸1泊 につき	<u>10,900円</u>
高床式固定テント (定員5名)	1張1泊 につき	<u>3,360円</u>	高床式固定テント (定員5名)	1張1泊 につき	<u>3,300円</u>
持込みテント用 キャンプ場	1張1泊 につき	<u>550円</u>	持込みテント用 キャンプ場	1張1泊 につき	<u>540円</u>
略			略		
備考 略			備考 略		

(栃木県都市公園条例の一部改正)

第十条 栃木県都市公園条例 (昭和四十九年栃木県条例第六号) の一部を次のように改正する。

別表第一の1 栃木県総合運動公園の部(1) 運動施設の項ア施設名及び一般利用料金の基準額又は一般使用料(ア)陸上競技場等の表を次のように改める。

(ア) 陸上競技場等

利用区分又は使用区分	団体使用の場合	個人利用又は個人使用の場合

施設名			午前	午後	1日	夜間	単位	基準額 又は 使用料
陸上競技場	—		15,300円	20,800円	35,200円	—	1人	120円
野球場 (本球場)	1面		5,510円	7,060円	10,900円	—	—	—
野球場A	1面		2,860円	3,740円	6,290円	—	—	—
野球場B	1面		2,860円	3,740円	6,290円	—	—	—
野球場C	1面		2,860円	3,740円	6,290円	—	—	—
ウォーム アップ場	—		550円	720円	1,210円	—	—	—
水泳場	—		15,300円	20,800円	35,200円	—	高校生 及び大人 1人	210円
							中学生 以下 1人	100円
サッカー・ ラグビー場	サッカー場	1面	2,860円	3,740円	6,290円	—	—	—
	ラグビー場	1面	2,860円	3,740円	6,290円	—	—	—
相撲場	—		1,240円	1,570円	2,590円	—	1人	100円
トレー ニング センター	体育室	全面	3,080円	4,630円	7,280円	6,390円	高校生 及び大人 1人	150円
		半面	1,530円	2,310円	3,640円	3,180円		
	トレー ニング 室	—	—	—	—	—	中学生 以下 1人	70円

第十一條 栃木県都市公園条例の一部を次のように改正する。

別表第一の1 栃木県総合運動公園の部(1)運動施設の項ア施設名及び一般利用料金の基準額

又は「使用料」(陸上競技場等の表を次のように改める。)

(7) 陸上競技場等

施設名		利用区分又は使用区分	団体使用の場合				個人利用又は個人使用の場合	
			午前	午後	1日	夜間	単位	基準額又は使用料
陸上競技場		—	15,300円	20,800円	35,200円	—	1人	120円
野球場 (本球場)		1面	6,410円	10,000円	14,300円	—	—	—
野球場 A		1面	2,860円	3,740円	6,290円	—	—	—
野球場 B		1面	2,860円	3,740円	6,290円	—	—	—
野球場 C		1面	2,860円	3,740円	6,290円	—	—	—
ウォームアップ場		—	550円	720円	1,210円	—	—	—
水泳場		—	15,300円	20,800円	35,200円	—	高校生及び大人1人	210円
							中学生以下1人	100円
サッカー・ラグビー場	サッカー場	1面	2,860円	3,740円	6,290円	—	—	—
	ラグビー場	1面	2,860円	3,740円	6,290円	—	—	—
相撲場		—	1,240円	1,570円	2,590円	—	1人	100円
トレーニングセン	体育室	全面	3,080円	4,630円	7,280円	6,390円	高校生及び大人1人	150円
		半面	1,530円	2,310円	3,640円	3,180円		

ター	トレー ニング グ 室	-	-	-	-	-	中学生 以下 1人	70円
----	-------------------	---	---	---	---	---	-----------------	-----

別表第1の「栃木県総合運動公園の部」(2)会議室の項中備考以外の部分を次のように改める。

(2) 会議室

施設名	使用区分	団体使用の場合		1日
		午前	午後	
陸上競技場会議室		3,180円	3,960円	6,850円
野球場(本球場)会議室		1,310円	1,530円	2,640円
水泳場会議室		1,310円	1,530円	2,640円
サッカー・ラグビー場会議室		1,310円	1,530円	2,640円
テニスコート会議室		3,180円	3,960円	6,850円

第十二条 栃木県都市公園条例の一部を次のように改正する。

別表第1の「栃木県総合運動公園の部」(1)運動施設の項中備考以外の部分を次のように改める。

(1) 運動施設

ア 施設名及び一般利用料金の基準額又は一般使用料

(ア) 陸上競技場等

施設名	利用区分又は使用区分	団体使用の場合				個人利用又は個人使用の場合	
		午前	午後	1日	夜間	単位	基準額又は使用料
陸上競技場	-	15,500円	21,100円	35,800円	-	1人	120円
野球場(本球場)	1面	6,520円	10,100円	14,500円	-	-	-
野球場A	1面	2,910円	3,800円	6,400円	-	-	-
野球場B	1面	2,910円	3,800円	6,400円	-	-	-
野球場C	1面	2,910円	3,800円	6,400円	-	-	-

ウオーター アップ場	—	560円	730円	1,230円	—	—	—	
水 泳 場	—	15,500円	21,100円	35,800円	—	高校生 及び大人 1 人	220円	
						中学生 以下 1 人	100円	
サッ カー・ ラ グ ビー場	サッ カー場	1 面	2,910円	3,800円	6,400円	—	—	
	ラ グ ビー場	1 面	2,910円	3,800円	6,400円	—	—	
相 撲 場	—	1,260円	1,590円	2,630円	—	1 人	100円	
トレ ー ニ ン グ セ ン タ ー	体育室	全面	3,130円	4,710円	7,410円	6,500円	高校生 及び大人 1 人	150円
		半面	1,550円	2,350円	3,700円	3,230円		
	トレー ニ ン グ 室	—	—	—	—	—	中学生 以下 1 人	70円

(イ) テニスコート

使用区分 施設名	団 体 使 用 の 場 合							
	午前 8 時 30 分 から 午 前 10 時 ま で	午前 10 時から 午前 12 時 まで	午後 零 時から 午後 2 時 まで	午後 2 時から 午後 4 時 まで	午後 4 時から 午後 5 時 まで	午後 5 時から 午後 6 時 まで	1 日	
テニスコート	1 面	450円	610円	610円	610円	310円	310円	2,540円

イ 特殊使用料

区 分	使 用 料
入場料等を徴収する場合	一般使用料の10割増の額

アマチュア以外のスポーツを行う場合	最高入場料400人分に相当する額に100分の110を乗じて得た額。ただし、その額が1日の一般使用料の10割増の額に満たないときは、当該10割増の額とする。
県内の高校生以下が使用し、入場料等を徴収しない場合(個人使用を除く。)	一般使用料の5割引の額。ただし、その額に10円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てるものとする。
各運動施設をその施設目的以外に使用する場合(スポーツ行事に限る。)	一般使用料の額

別表第1の「栃木県総合運動公園の部(1)運動施設の項備考4を次のように改める。

4 トレーニングセンターの個人使用の場合においては、高校生及び大人にあつては25枚つづり3,360円、中学生以下にあつては25枚つづり1,550円の回数券を利用することができるものとする。

別表第1の「栃木県総合運動公園の部(2)会議室の項備考以外の部分を次のように改める。

(2) 会議室

施設名	使用区分	使用区分		1日
		午前	午後	
陸上競技場会議室		3,230円	4,030円	6,970円
野球場(本球場)会議室		1,330円	1,550円	2,680円
水泳場会議室		1,330円	1,550円	2,680円
サッカー・ラグビー場会議室		1,330円	1,550円	2,680円
テニスコート会議室		3,230円	4,030円	6,970円

別表第1の「栃木県総合運動公園の部(3)附属設備の項備考以外の部分を次のように改める。

(3) 附属設備

ア 陸上競技場等

(ア) 照明設備

設備名	使用区分	使用区分		
		全点灯	2/3調光	2/5調光
野球場(本球場)照明設備	1時間	12,200円	7,940円	6,820円

(イ) 照明設備以外の設備

設備名	使用区分	午 前		午 後		1 日 夜 間	
		午 前	午 後	午 前	午 後	1 日	夜 間
陸上競技場放送設備		650円	840円	1,460円			—
野球場（本球場）電光掲示板		2,710円	2,930円	5,430円			—
野球場（本球場）放送設備		650円	840円	1,460円			—
水泳場放送設備		650円	840円	1,460円			—
サッカー・ラグビー場放送設備		650円	840円	1,460円			—
トレーニングセンター放送設備		650円	750円	1,400円			750円

イ テニスコート

設備名	使用区分	1 日						
		午前8時30分から午前10時まで	午前10時から午前12時まで	午後零時から午後2時まで	午後2時から午後4時まで	午後4時から午後5時まで	午後5時から午後6時まで	
テニスコート放送設備		280円	360円	360円	360円	180円	180円	1,460円

別表第1の「栃木県総合運動公園の部」に「附属設備の項」を次のように改める。

- 2 やむを得ない理由により午後6時後に野球場（本球場）電光掲示板を使用する場合の使用料は、使用時間1時間につき、730円とする。

別表第1の「栃木県総合運動公園の部」に「宿泊施設の項」を次のように改める。

施設名	単位	使用 者 区 分		使用料
合 宿 所	1人1泊	使用者が、県内居住者である場合	高校生（これに準ずる者を含む。）以下	530円
			その他の者	1,110円
		使用者が、県外居住者である場合	高校生（これに準ずる者を含む。）以下	1,110円
			その他の者	2,230円

別表第1の「栃木県井頭公園の部」に「運動施設の項」を次のように改める。

- (1) 運動施設

ア 施設名及び一般利用料金の基準額

施設名		利用区分	団 体 利 用 の 場 合			個 人 利 用 の 場 合	
			午 前	午 後	1 日	単 位	基 準 額
運 動 広 場	1 面		2,910円	3,800円	6,400円	1 人	120円
軟 式 野 球 場	1 面		2,910円	3,800円	6,400円	—	—
テ ニ ス コ ー ト	1 面		920円	1,330円	2,230円	—	—
フ ィ ー ル ド ア ス レ チ ッ ク 施 設	1 周		—	—	—	高校生及び大人 1 人	320円
			—	—	—	小学生及び中学生 1 人	150円
一 万 人 プ ー ル	—		—	—	—	大人（満65歳 以上の者） 1 人	510円
			—	—	—	大人（満65歳 未満の者） 1 人	1,150円
			—	—	—	高校生 1 人	930円
			—	—	—	小学生及び中 学生 1 人	410円
			—	—	—	幼児（満3歳 以上の者） 1 人	200円

イ 特殊利用料金の基準額

区 分	基 準 額
入場料等を徴収する場合	一般利用料金の10割増の額
アマチュア以外のスポーツを行う場合	最高入場料400人分に相当する額に100分の110を乗じて得た額。ただし、その額が1日の一般利用料金の10割増の額に満たないときは、当該10割増の額とする。

県内の高校生以下が利用し、入場料等を徴収しない場合（個人利用を除く。）	一般利用料金の 5 割引の額。ただし、その額に 10 円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てるものとする。
各運動施設をその施設目的以外に利用する場合（スポーツ行事に限る。）	一般利用料金の額

別表第 1 の 2 栃木県井頭公園の部(3)遊戯施設の項の表を次のように改める。

施 設 名		単 位	基 準 額	備 考
ボ ー ト	ペダル式	1 回	550円	1 回とは、30分の利用をいう。
	オール式	1 回	270円	
つ り 池	大 池	1 日	1,250円	1 日とは、午前 9 時から午後 4 時 30 分までをいう。
	小 池	1 日	410円	
	マ ス 池	1 日	410円	

別表第 1 の 2 栃木県井頭公園の部(4)教養施設の項の表を次のように改める。

施 設 名	単 位	利 用 者 区 分	基 準 額
花ちょう遊館	1 回 個 人	大 人	430円
		小学生、中学生及び高校生	220円

別表第 1 の 2 栃木県井頭公園の部(5)駐車場（一万プールに隣接して設置されるものに限る。）の項中備考以外の部分を次のように改める。

(5) 駐車場（一万プールに隣接して設置されるものに限る。）

区 分	単 位	基 準 額
二輪車	1 台 1 回	200円
普通自動車	1 台 1 回	510円
中型自動車	1 台 1 回	1,030円
大型バス	1 台 1 回	1,560円

別表第 1 の 3 栃木県鬼怒グリーンパークの部(1)運動施設の項中備考以外の部分を次のよう

とぎとぎ

(1) 運動施設

ア 施設名及び一般利用料金の基準額

施設名		利用区分	団体利用の場合			個人利用の場合	
			午前	午後	1日	単位	基準額
軟式野球場	1面	2,910円	3,800円	6,400円	—	—	
テニスコート	1面	920円	1,330円	2,230円	—	—	
球技広場	1面	2,910円	3,800円	6,400円	—	—	
水上アスレチック施設	1周	—	—	—	高校生及び大人 1人	320円	
					小学生及び中学生 1人	150円	
ローラースケート場	1回	—	—	—	高校生及び大人 1人	200円	
					小学生及び中学生 1人	100円	
パークゴルフ場	1周	—	—	—	高校生及び大人 1人	510円	
					小学生及び中学生 1人	260円	
	1日	—	—	—	高校生及び大人 1人	1,030円	
					小学生及び中学生 1人	510円	
栃木県民ゴルフ場							

イ 特殊利用料金の基準額

区 分	基 準 額
入場料等を徴収する場合	一般利用料金の10割増の額

アマチュア以外のスポーツを行う場合	最高入場料400人分に相当する額に100分の110を乗じて得た額。ただし、その額が1日の一般利用料金の10割増の額に満たないときは、当該10割増の額とする。
県内の高校生以下が利用し、入場料等を徴収しない場合	一般利用料金の5割引の額。ただし、その額に10円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てるものとする。
各運動施設をその施設目的以外に利用する場合（スポーツ行事に限る。）	一般利用料金の額

別表第1の3 栃木県民総合スポーツセンターの部(3)遊戯施設の項の表を次のように改める。

施設名	単位	基準額	備 考	
ボート	ペダル式	1回	550円	1回とは、30分の利用をいう。
	オール式	1回	270円	

別表第1の5 栃木県那須塩原公園の部(1)運動施設の項中備考以外の部分を次のように改める。

(1) 運動施設

ア 施設名及び一般利用料金の基準額

利用区分		団体利用の場合			個人利用の場合	
		午 前	午 後	1 日	単 位	基 準 額
テニスコート	1面	920円	1,330円	2,230円	—	—
フィールドアスレチック施設	1周	—	—	—	高校生及び大人 1人	320円
					小学生及び中学生 1人	150円

イ 特殊利用料金の基準額

区 分	基 準 額
入場料等を徴収する場合	一般利用料金の10割増の額
アマチュア以外のスポーツを行	最高入場料400人分に相当する額に100分の110を乗

う場合	じて得た額。ただし、その額が1日の一般利用料金の10割増の額に満たないときは、当該10割増の額とする。
県内の高校生以下が利用し、入場料等を徴収しない場合	一般利用料金の5割引の額。ただし、その額に10円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てるものとする。
各運動施設をその施設目的以外に利用する場合(スポーツ行事に限る。)	一般利用料金の額

別表第1の5 栃木県那須野が原公園の部③遊戯施設の項の表を次のように改める。

施設名	単位	利用者区分	基準額
そり遊び広場	1回	高校生及び大人	320円
		小学生及び中学生	150円

別表第1の5 栃木県那須野が原公園の部④休養施設の項中備考以外の部分を次のように改める。

(4) 休養施設

施設名	利用区分	単位	基準額
オートキャンプ場	フリーテントサイト	宿泊	1区画1泊 2,610円
	オートキャンプサイト	宿泊	1区画1泊 4,700円
	キャビン(4人用)	宿泊	1棟1泊 18,800円
	キャビン(8人用)	宿泊	1棟1泊 30,700円
	デイキャンプサイト	日帰り	1区画1回 2,610円

別表第1の5 栃木県那須野が原公園の部⑤展覧施設の項の表を次のように改める。

施設名	単位	利用者区分	基準額
サンサンタワー	1回	高校生及び大人	310円
		3歳以上中学生以下	150円

別表第1の6 栃木県みかも山公園の部①運動施設の項中備考以外の部分を次のように改め

る。

(1) 運動施設

施 設 名	利 用 区 分	基 準 額 (1 人 につき)
ハング・パラグライダー場	普通利用券による利用の場合	2,200円
	年間利用券による利用の場合	22,000円

別表第一の 6 栃木県みかも山公園の部(2)附属設備の項の表を次のように改める。

設 備 名	単 位	基 準 額
ハング・パラグライダー場モノトレイン	1 人 1 日	1,100円

別表第一の 6 栃木県みかも山公園の部(3)園内移動用施設の項の表を次のように改める。

施 設 名	単 位	利 用 者 区 分	基 準 額
フラワートレイン	1 日	高 校 生 及 び 大 人	510円
		3 歳 以 上 中 学 生 以 下	310円

別表第一の 7 栃木県日光田沼御用邸記念公園の部(1)教養施設の項の表を次のように改める。

施 設 名	単 位	利 用 者 区 分	基 準 額
御用邸本邸	1 回 個 人	高 校 生 及 び 大 人	510円
		小 学 生 及 び 中 学 生	260円

別表第一の 7 栃木県日光田沼御用邸記念公園の部(2)研修室の項の施設名及び一般利用料金の基準額の表を次のように改める。

ア 施設名及び一般利用料金の基準額

施設名	利用区分	午 前		午 後		1 日
		1	2	1	2	
研 修 室	1	1,250円	1,250円	1,250円	1,250円	2,500円
研 修 室	2	1,250円	1,250円	1,250円	1,250円	2,500円
研 修 室	3	930円	930円	930円	930円	1,860円
研 修 室	4	2,200円	2,200円	2,200円	2,200円	4,400円

研 修 室	5	1,880円	1,880円	3,760円
研 修 室	6	1,880円	1,880円	3,760円
研 修 室	7	1,880円	1,880円	3,760円

別表第一の7 栃木県日光田母沢御用邸記念公園の部(3)研修ホールの項ア施設名及び一般利用料金の基準額の表を次のように改める。

ア 施設名及び一般利用料金の基準額

施 設 名	基 準	額
研 修 ホ ー ル	1時間につき	2,080円

別表第一の7 栃木県日光田母沢御用邸記念公園の部(4)駐車場の項中備考以外の部分を次のように改める。

(4) 駐車場

区 分	単 位	基 準	額
二 輪 車	1台1回	2時間につき	100円
普通自動車	1台1回	利用時間が2時間までの場合は200円、利用時間が2時間を超える場合は200円に2時間を超える利用時間1時間までごとに100円を加算した額	
大型バス	1台1回	2時間につき	1,030円

別表第一の8 栃木県日光たじや川公園の部(1)運動施設の項中備考以外の部分を次のように改める。

(1) 運動施設

施 設 名	単 位	利 用 者 区 分	基 準 額
フイールドアスレチック施設	1 周	高校生及び大人	320円
		小学生及び中学生	150円
パ ー ク ゴ ル フ 場	1 周	高校生及び大人	510円
		小学生及び中学生	260円
	1 日	高校生及び大人	1,030円

		小学生及び中学生	510円
グラウンドゴルフ場	1 周	高校生及び大人	510円
		小学生及び中学生	260円
	1 日	高校生及び大人	1,030円
		小学生及び中学生	510円
ディスクゴルフ場	1 周	高校生及び大人	200円
		小学生及び中学生	100円

別表第1の8栃木県日光たけの川公園の部(2)休養施設の項目欄並び以外の部分を次のように改める。

(2) 休養施設

施 設	名	利用区分	単 位	基 準 額
オートキャンプ場	フリーテントサイト	宿 泊	1 区画 1 泊	2,610円
	オートキャンプサイト	宿 泊	1 区画 1 泊	4,700円
		日 帰 り	1 区画 1 回	2,610円
	キャンピングカーサイト	宿 泊	1 区画 1 泊	5,750円
	トレーラーハウス (5人用)	宿 泊	1 棟 1 泊	16,700円
	トレーラーハウス (8人用)	宿 泊	1 棟 1 泊	23,400円

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に準拠し直すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
別表第2 (第12条関係) 1 略 2 公園施設を管理する場合		別表第2 (第12条関係) 1 略 2 公園施設を管理する場合	
公園施設の 種 類	金 額	公園施設の 種 類	金 額

便益	売 店	売上高の <u>3.3パーセント</u> 以上 <u>11パーセント</u> 以下において、知事が別に定める額
	飲食店	
施設	略	略
略		

3 略

4 第3条第1項各号に掲げる行為をする場合

行 為	単 位	金 額
第3条第1項第1号に掲げる行為	1日につき	<u>790円</u>
業として行う写真の撮影	1日につき	<u>660円</u>
業として行う映画の撮影	1日につき	<u>7,970円</u>
略		
有料公園施設内の広告物の掲示	表示面積1平方メートル1日につき	<u>1,900円</u>

備考 興行及び第3条第1項第3号に掲げる行為をする場合で、許可に係る期間が1月に満たないときの使用料は、この表により算定した額に100分の110を乗じて得た額とする。

便益	売 店	売上高の <u>3.24パーセント</u> 以上 <u>10.8パーセント</u> 以下において、知事が別に定める額
	飲食店	
施設	略	略
略		

3 略

4 第3条第1項各号に掲げる行為をする場合

行 為	単 位	金 額
第3条第1項第1号に掲げる行為	1日につき	<u>780円</u>
業として行う写真の撮影	1日につき	<u>650円</u>
業として行う映画の撮影	1日につき	<u>7,830円</u>
略		
有料公園施設内の広告物の掲示	表示面積1平方メートル1日につき	<u>1,870円</u>

備考 興行及び第3条第1項第3号に掲げる行為をする場合で、許可に係る期間が1月に満たないときの使用料は、この表により算定した額に100分の108を乗じて得た額とする。

（北那須水道に係る水道用水の料金に関する条例の一部改正）

第十三条 北那須水道に係る水道用水の料金に関する条例（昭和五十三年栃木県条例第一号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前

<p>(料金の計算方法)</p> <p>第三条 料金は、月額とし、その額は、使用料金に百分の百十を乗じて得た額とする。</p> <p>2 略</p>	<p>(料金の計算方法)</p> <p>第三条 料金は、月額とし、その額は、使用料金に百分の百八を乗じて得た額とする。</p> <p>2 略</p>
---	---

(栃木県ライフル射撃場設置、管理及び使用料条例の一部改正)

第十四条 栃木県ライフル射撃場設置、管理及び使用料条例（昭和五十四年栃木県条例第三号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後				改 正 前																																																																											
<p>別表（第 5 条関係）</p> <p>1 射撃施設使用料</p> <p>(1) 一般利用の場合</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">利用区分</th> <th colspan="2" style="text-align: center;">使用料（1人につき）</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">射撃施設</th> <th style="text-align: center;">利用者</th> <th style="text-align: center;">基本料金</th> <th style="text-align: center;">超過料金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center;">第一射場及び第二射場</td> <td style="text-align: center;">略</td> <td style="text-align: center;">略</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">大学生</td> <td style="text-align: center;"><u>220円</u> (160円)</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td style="text-align: center;">略</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">第三射場</td> <td style="text-align: center;">ライフル銃のみを使用する者</td> <td style="text-align: center;"><u>3,020円</u></td> <td style="text-align: center;"><u>980円</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">その他の者</td> <td style="text-align: center;"><u>3,700円</u></td> <td style="text-align: center;"><u>1,230円</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 略</p> <p>(2) 専用利用の場合</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="text-align: center;">利用区分</th> <th colspan="3" style="text-align: center;">使 用 料</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">午前9時から正午まで</th> <th style="text-align: center;">正午から午後5時まで</th> <th style="text-align: center;">午前9時から午後5時まで</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">利用区分</td> <td style="text-align: center;">午前9時から正午まで</td> <td style="text-align: center;">正午から午後5時まで</td> <td style="text-align: center;">午前9時から午後5時まで</td> </tr> </tbody> </table>				利用区分		使用料（1人につき）		射撃施設	利用者	基本料金	超過料金	第一射場及び第二射場	略	略	略	大学生	<u>220円</u> (160円)	略	略	略	略	第三射場	ライフル銃のみを使用する者	<u>3,020円</u>	<u>980円</u>	その他の者	<u>3,700円</u>	<u>1,230円</u>	利用区分	使 用 料			午前9時から正午まで	正午から午後5時まで	午前9時から午後5時まで	利用区分	午前9時から正午まで	正午から午後5時まで	午前9時から午後5時まで	<p>別表（第 5 条関係）</p> <p>1 射撃施設使用料</p> <p>(1) 一般利用の場合</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">利用区分</th> <th colspan="2" style="text-align: center;">使用料（1人につき）</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">射撃施設</th> <th style="text-align: center;">利用者</th> <th style="text-align: center;">基本料金</th> <th style="text-align: center;">超過料金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center;">第一射場及び第二射場</td> <td style="text-align: center;">略</td> <td style="text-align: center;">略</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">大学生</td> <td style="text-align: center;"><u>210円</u> (160円)</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td style="text-align: center;">略</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">第三射場</td> <td style="text-align: center;">ライフル銃のみを使用する者</td> <td style="text-align: center;"><u>2,970円</u></td> <td style="text-align: center;"><u>970円</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">その他の者</td> <td style="text-align: center;"><u>3,640円</u></td> <td style="text-align: center;"><u>1,210円</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 略</p> <p>(2) 専用利用の場合</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="text-align: center;">利用区分</th> <th colspan="3" style="text-align: center;">使 用 料</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">午前9時から正午まで</th> <th style="text-align: center;">正午から午後5時まで</th> <th style="text-align: center;">午前9時から午後5時まで</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">利用区分</td> <td style="text-align: center;">午前9時から正午まで</td> <td style="text-align: center;">正午から午後5時まで</td> <td style="text-align: center;">午前9時から午後5時まで</td> </tr> </tbody> </table>				利用区分		使用料（1人につき）		射撃施設	利用者	基本料金	超過料金	第一射場及び第二射場	略	略	略	大学生	<u>210円</u> (160円)	略	略	略	略	第三射場	ライフル銃のみを使用する者	<u>2,970円</u>	<u>970円</u>	その他の者	<u>3,640円</u>	<u>1,210円</u>	利用区分	使 用 料			午前9時から正午まで	正午から午後5時まで	午前9時から午後5時まで	利用区分	午前9時から正午まで	正午から午後5時まで	午前9時から午後5時まで
利用区分		使用料（1人につき）																																																																													
射撃施設	利用者	基本料金	超過料金																																																																												
第一射場及び第二射場	略	略	略																																																																												
	大学生	<u>220円</u> (160円)	略																																																																												
	略	略	略																																																																												
第三射場	ライフル銃のみを使用する者	<u>3,020円</u>	<u>980円</u>																																																																												
	その他の者	<u>3,700円</u>	<u>1,230円</u>																																																																												
利用区分	使 用 料																																																																														
	午前9時から正午まで	正午から午後5時まで	午前9時から午後5時まで																																																																												
利用区分	午前9時から正午まで	正午から午後5時まで	午前9時から午後5時まで																																																																												
利用区分		使用料（1人につき）																																																																													
射撃施設	利用者	基本料金	超過料金																																																																												
第一射場及び第二射場	略	略	略																																																																												
	大学生	<u>210円</u> (160円)	略																																																																												
	略	略	略																																																																												
第三射場	ライフル銃のみを使用する者	<u>2,970円</u>	<u>970円</u>																																																																												
	その他の者	<u>3,640円</u>	<u>1,210円</u>																																																																												
利用区分	使 用 料																																																																														
	午前9時から正午まで	正午から午後5時まで	午前9時から午後5時まで																																																																												
利用区分	午前9時から正午まで	正午から午後5時まで	午前9時から午後5時まで																																																																												

第一射場 及び 第二射場		8,200円	13,300円	20,000円	第一射場 及び 第二射場		8,060円	13,100円	19,700円		
第三射 場	ライ フル 銃の みを 使用 する 場合		24,100円	39,000円	59,300円	第三射 場	ライ フル 銃の みを 使用 する 場合		23,700円	38,300円	58,300円
	その 他の 場合		30,900円	48,400円	74,100円		その 他の 場合		30,400円	47,600円	72,800円
備考 略 2 移動標的使用料					備考 略 2 移動標的使用料						
		基本料金	超過料金				基本料金	超過料金			
		1,330円	660円				1,310円	650円			
備考 略					備考 略						

（栃木県立博物館条例の一部改正）

第十五条 栃木県立博物館条例（昭和五十七年栃木県条例第三号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後			改正前		
（撮影等の許可及び料金） 第五条 略 2 前項の許可を受けた者は、一点一回につき、 <u>三千三百六十円</u> の範囲内で教育委員会規則で定める額の撮影等料金を納付しなければならない。			（撮影等の許可及び料金） 第五条 略 2 前項の許可を受けた者は、一点一回につき、 <u>三千三百円</u> の範囲内で教育委員会規則で定める額の撮影等料金を納付しなければならない。		
別表第1 （第4条関係）			別表第1 （第4条関係）		
区 分	個 人	団体（20人以上）1人	区 分	個 人	団体（20人以上）1人

		に つ き
一 般	<u>260円</u>	略
略		

別表第2 (第4条関係)

区 分	個 人	団体 (20人 以上) 1人 に つ き
一 般	<u>1,250円</u>	<u>1,030円</u>
大学、高等専門 学校、高等学校 及びこれらに類 する学校その他 の施設の学生及 び生徒	<u>620円</u>	略

		に つ き
一 般	<u>250円</u>	略
略		

別表第2 (第4条関係)

区 分	個 人	団体 (20人 以上) 1人 に つ き
一 般	<u>1,230円</u>	<u>1,020円</u>
大学、高等専門 学校、高等学校 及びこれらに類 する学校その他 の施設の学生及 び生徒	<u>610円</u>	略

(鬼怒工業用水道に係る工業用水の料金に関する条例の一部改正)

第十六条 鬼怒工業用水道に係る工業用水の料金に関する条例 (昭和五十七年栃木県条例第二十七号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(料金の計算方法)</p> <p>第三条 料金は、月額とし、その額は、次の各号に掲げる種別ごとに、それぞれ当該各号に定めるところにより計算した額の合計額に<u>百分の百十</u>を乗じて得た額とする。</p> <p>一〜四 略</p>	<p>(料金の計算方法)</p> <p>第三条 料金は、月額とし、その額は、次の各号に掲げる種別ごとに、それぞれ当該各号に定めるところにより計算した額の合計額に<u>百分の百八</u>を乗じて得た額とする。</p> <p>一〜四 略</p>

(鬼怒水道に係る水道用水の料金に関する条例の一部改正)

第十七条 鬼怒水道に係る水道用水の料金に関する条例 (昭和六十二年栃木県条例第一号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前

<p>(料金の計算方法)</p> <p>第三条 料金は、月額とし、その額は、使用料に百分の百十を乗じて得た額とする。</p> <p>2 略</p>	<p>(料金の計算方法)</p> <p>第三条 料金は、月額とし、その額は、使用料に百分の百八を乗じて得た額とする。</p> <p>2 略</p>
--	--

(栃木県子ども総合科学館条例の一部改正)

第十八条 栃木県子ども総合科学館条例(昭和六十二年栃木県条例第三号)の一部を次のように改正する。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表(第9条の2関係)

区 分			大 人	小 人	
観覧料の基準額	展 示 室	1人につき	普通利用券	530円	220円
			年間利用券	3,130円	1,030円
	プラネタリウム	1人1回につき		220円	100円
遊具利用料の基準額	自 転 車	1人1時間につき		220円	100円
	ミニ機関車	1人1回につき		220円	100円

(栃木県立宇都宮産業展示館設置及び管理条例の一部改正)

第十九条 栃木県立宇都宮産業展示館設置及び管理条例(昭和六十二年栃木県条例第二十四号)の一部を次のように改正する。

別表第一中備考以外の部分を次のように改める。

別表第1(第8条関係)

施設区分		利用区分	1 日	半 日	超 過 時 間 (1時間につき)
			大 展 示 の 部	全部の利用	土曜日、日曜日及び休日
その他の日	448,000円	223,000円			67,300円
1/3の利用	土曜日、日曜日及び休日	364,000円		181,000円	54,700円
	その他の日	304,000円		151,000円	45,700円
1/2の利用	土曜日、日曜日及び休日	276,000円		137,000円	41,600円
	その他の日				

場 利 用	1/3の利用	その他の日	231,000円	115,000円	34,700円
		土曜日、日曜日及び休日	187,000円	93,800円	28,000円
		その他の日	154,000円	78,100円	23,400円
小 展 示 場		土曜日、日曜日及び休日	95,700円	47,800円	14,200円
		その他の日	79,700円	39,700円	11,900円
屋 外 展 示 場			27,300円	13,600円	4,110円
展 示 ホール		土曜日、日曜日及び休日	37,600円	18,800円	5,650円
		その他の日	31,300円	15,600円	4,700円
大 会 議 室			12,600円	6,400円	1,890円
小 会 議 室			4,030円	2,000円	590円
特 別 会 議 室			5,160円	2,570円	770円

(栃木ヘリポート設置、管理及び使用料条例の一部改正)

第二十条 栃木ヘリポート設置、管理及び使用料条例(平成11年栃木県条例第五号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後			改正前		
別表(第13条関係)			別表(第13条関係)		
	区 分	使 用 料		区 分	使 用 料
着	最大離陸重量が1トン以下のヘリコプター	着陸1回につき <u>850円</u>	着	最大離陸重量が1トン以下のヘリコプター	着陸1回につき <u>840円</u>
	最大離陸重量が1トンを超え、3トン以下のヘリコプター	着陸1回につき <u>1,340円</u>		最大離陸重量が1トンを超え、3トン以下のヘリコプター	着陸1回につき <u>1,320円</u>

陸	最大離陸重量が 3 トンを超え、6 トン以下のヘリコプター	着陸 1 回につき <u>1,960円</u>	陸	最大離陸重量が 3 トンを超え、6 トン以下のヘリコプター	着陸 1 回につき <u>1,930円</u>		
	最大離陸重量が 6 トンを超えるヘリコプター	着陸 1 回につき <u>1,960円</u> に最大離陸重量が 6 トンを超える部分について 1 トン当たり <u>1,420円</u> を加算した額		最大離陸重量が 6 トンを超えるヘリコプター	着陸 1 回につき <u>1,930円</u> に最大離陸重量が 6 トンを超える部分について 1 トン当たり <u>1,400円</u> を加算した額		
料	略	略	料	略	略		
	1 時間以上 6 時間未満停留する場合	略		1 時間以上 6 時間未満停留する場合	略	略	
		最大離陸重量が 3 トンを超え、6 トン以下のヘリコプター			<u>980円</u>	最大離陸重量が 3 トンを超え、6 トン以下のヘリコプター	<u>970円</u>
		最大離陸重量が 6 トンを超えるヘリコプター			<u>980円</u> に最大離陸重量が 6 トンを超える部分について 1 トン当たり 17円を加算した額	最大離陸重量が 6 トンを超えるヘリコプター	<u>970円</u> に最大離陸重量が 6 トンを超える部分について 1 トン当たり 17円を加算した額
留	最大離陸重量が 3 トン以下のヘリコプター	停留時間 24 時間までごとに <u>1,990円</u>	留	最大離陸重量が 3 トン以下のヘリコプター	停留時間 24 時間までごとに <u>1,960円</u>		
	最大離陸重量	停留時間 24 時間までごとに <u>3,990円</u>		最大離陸重量	停留時間 24 時間までごとに <u>3,920円</u>		

料	6 時間以上停留する場合	が 3 トンを超え、6 トン以下のヘリコプター		料	6 時間以上停留する場合	が 3 トンを超え、6 トン以下のヘリコプター	
		最大離陸重量が 6 トンを超えるヘリコプター	停留時間 24 時間までごとに 3,990 円に最大離陸重量が 6 トンを超える部分について 1 トン当たり 70 円を加算した額			最大離陸重量が 6 トンを超えるヘリコプター	停留時間 24 時間までごとに 3,920 円に最大離陸重量が 6 トンを超える部分について 1 トン当たり 70 円を加算した額
備考 略				備考 略			

(栃木県総合文化センター設置及び管理条例の一部改正)

第二十一条 栃木県総合文化センター設置及び管理条例(平成三年栃木県条例第一号)の一部を次のように改正する。

別表第一の「ホール、会議室等の項中備考以外の部分を次のように改める。

1 ホール、会議室等

利用区分		利用時間区分	午前 9 時から 正午まで	午後 1 時から 午後 5 時まで	午後 6 時から 午後 10 時まで
			円	円	円
メ イ ン ホ ー ル	入場料を徴収しない場合	平日	33,000	61,600	83,600
		土曜日、日曜日及び休日	41,300	77,100	103,000
	1,000 円以下の入場料を徴収する場合	平日	42,800	80,000	106,000
		土曜日、日曜日及び休日	53,600	100,000	134,000
	1,000 円を超え 3,000 円以下の入場料を徴収する場合	平日	49,500	92,400	124,000
		土曜日、日曜日及び休日	61,800	114,000	155,000
3,000 円を超え 5,000 円以下の	平日	66,100	121,000	166,000	

	入場料を徴収する場合	土曜日、日曜日及び休日	82,600	152,000	207,000	
	5,000円を超える入場料を徴収する場合	平日	82,600	152,000	207,000	
土曜日、日曜日及び休日		102,000	191,000	260,000		
サ ブ ホ ー ル	入場料を徴収しない場合	平日	12,600	23,600	31,900	
		土曜日、日曜日及び休日	15,600	29,600	40,000	
	1,000円以下の入場料を徴収する場合	平日	16,300	30,700	41,700	
		土曜日、日曜日及び休日	20,500	38,300	52,200	
	1,000円を超え3,000円以下の入場料を徴収する場合	平日	19,000	35,400	48,100	
		土曜日、日曜日及び休日	23,700	44,400	60,200	
	3,000円を超え5,000円以下の入場料を徴収する場合	平日	25,200	47,300	64,300	
		土曜日、日曜日及び休日	31,600	59,100	80,300	
	5,000円を超える入場料を徴収する場合	平日	31,600	59,100	80,300	
		土曜日、日曜日及び休日	39,500	74,000	100,000	
	第1楽屋から第4楽屋まで、第10楽屋及び第11楽屋(1室について)			770	980	1,330
	第5楽屋から第9楽屋まで(1室について)			2,230	3,020	3,700
第12楽屋及び第13楽屋(1室について)			980	1,330	1,670	
特別会議室			15,500	20,800	26,000	

第 1 会 議 室	12,000	15,900	20,000
第 2 会 議 室	7,410	9,900	12,300
第 3 会 議 室 及 び 第 4 会 議 室 (1 室 に つ い て)	6,730	8,990	11,100
第 1 和 室 及 び 第 2 和 室 (1 室 に つ い て)	1,900	2,570	3,130
音 楽 練 習 室	4,710	6,280	7,860
古 典 芸 能 練 習 室	2,790	3,700	4,710
演 劇 練 習 室	4,360	5,830	7,290
リ ハ ー サ ル 室	7,630	10,100	12,600

別紙第 1 の「ホーナー」の「継続利用の取扱い」を定めるものとする。

- 4 やむを得ない理由により利用時間区分以外の時間（2 以上の利用時間区分にわたって利用する場合の当該 2 以上の利用時間区分の間の利用時間区分以外の時間を除く。）に利用する場合の利用料金の基準額は、30 分につき 14,800 円を超えない範囲内で知事が別に定める額とする。

別紙第 1 の「ギャラリー」の「取扱い」以外の部分を定めるものとする。

2 ギャラリー

利用区分		利用時間	午前 9 時から午後 7 時まで
第 1 ギャラリー	入場料を徴収しない場合		9,760 ^円
	入場料を徴収する場合		19,400
第 2 ギャラリー	入場料を徴収しない場合		6,730
	入場料を徴収する場合		13,300
第 3 ギャラリー	入場料を徴収しない場合		11,700
	入場料を徴収する場合		23,500
第 4	全部の利用	入場料を徴収しない場合	28,100
		入場料を徴収する場合	56,500

ギ ャ ラ リ ー	一 部 の 利 用	$\frac{2}{3}$ の利用	入場料を徴収しない場合	18,800
			入場料を徴収する場合	37,600
	利 用	$\frac{1}{3}$ の利用	入場料を徴収しない場合	9,440
			入場料を徴収する場合	18,800

（栃木県立日光自然博物館条例の一部改正）

第二十二條 栃木県立日光自然博物館条例（平成三年栃木県条例第三号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																								
<p>別表第1（第2条、第8条関係）</p> <table border="1"> <tr> <th>施設区分</th> <th>施設利用料の基準額</th> </tr> <tr> <td>映像ホール</td> <td>1時間につき <u>3,030円</u></td> </tr> <tr> <td>レクチャールーム</td> <td>1時間につき <u>930円</u></td> </tr> </table> <p>備考 略</p> <p>別表第2（第8条関係）</p> <table border="1"> <tr> <th>区 分</th> <th>観覧料の基準額</th> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>小 人</td> <td><u>260円</u></td> </tr> </table> <p>備考 略</p>	施設区分	施設利用料の基準額	映像ホール	1時間につき <u>3,030円</u>	レクチャールーム	1時間につき <u>930円</u>	区 分	観覧料の基準額	略		小 人	<u>260円</u>	<p>別表第1（第2条、第8条関係）</p> <table border="1"> <tr> <th>施設区分</th> <th>施設利用料の基準額</th> </tr> <tr> <td>映像ホール</td> <td>1時間につき <u>2,980円</u></td> </tr> <tr> <td>レクチャールーム</td> <td>1時間につき <u>920円</u></td> </tr> </table> <p>備考 略</p> <p>別表第2（第8条関係）</p> <table border="1"> <tr> <th>区 分</th> <th>観覧料の基準額</th> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>小 人</td> <td><u>250円</u></td> </tr> </table> <p>備考 略</p>	施設区分	施設利用料の基準額	映像ホール	1時間につき <u>2,980円</u>	レクチャールーム	1時間につき <u>920円</u>	区 分	観覧料の基準額	略		小 人	<u>250円</u>
施設区分	施設利用料の基準額																								
映像ホール	1時間につき <u>3,030円</u>																								
レクチャールーム	1時間につき <u>930円</u>																								
区 分	観覧料の基準額																								
略																									
小 人	<u>260円</u>																								
施設区分	施設利用料の基準額																								
映像ホール	1時間につき <u>2,980円</u>																								
レクチャールーム	1時間につき <u>920円</u>																								
区 分	観覧料の基準額																								
略																									
小 人	<u>250円</u>																								

（とちぎ花センター設置及び管理条例の一部改正）

第二十三條 とちぎ花センター設置及び管理条例（平成四年栃木県条例第三号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>別表第1（第6条関係）</p>	<p>別表第1（第6条関係）</p>

区 分	施設利用料の基準額
1 日	<u>13,300円</u>
半 日	<u>6,730円</u>

備考 略

別表第 2 (第 6 条関係)

区 分	観覧料の基準額 (1 人につき)	
	普通利用券	年間利用券
大 人	略	<u>1,560円</u>
小 人	<u>220円</u>	<u>780円</u>

備考 略

区 分	施設利用料の基準額
1 日	<u>13,100円</u>
半 日	<u>6,610円</u>

備考 略

別表第 2 (第 6 条関係)

区 分	観覧料の基準額 (1 人につき)	
	普通利用券	年間利用券
大 人	略	<u>1,540円</u>
小 人	<u>210円</u>	<u>770円</u>

備考 略

(栃木県総合教育センター条例の一部改正)

第二十四条 栃木県総合教育センター条例 (平成四年栃木県条例第二十号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
別表 (第 4 条関係)	別表 (第 4 条関係)
施設区分	施設区分
使用料 (1 時間までごとに)	使用料 (1 時間までごとに)
大講義室	大講義室
<u>3,800</u> 円	<u>3,740</u> 円
略	略
406研修室	406研修室
<u>660</u>	<u>650</u>
略	略
408研修室	408研修室
<u>1,550</u>	<u>1,530</u>
409研修室	409研修室
<u>1,440</u>	<u>1,420</u>

略		略	
411研修室	<u>770</u>	411研修室	<u>760</u>
412研修室	<u>660</u>	412研修室	<u>650</u>
創作室	<u>660</u>	創作室	<u>650</u>
音楽室	<u>660</u>	音楽室	<u>650</u>
体育館	<u>980</u>	体育館	<u>970</u>
グラウンド	<u>660</u>	グラウンド	<u>650</u>

（栃木県体育施設設置、管理及び使用料条例の一部改正）

第二十五条 栃木県体育施設設置、管理及び使用料条例（平成五年栃木県条例第四号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後				改正前											
別表（第10条、第13条関係） 1 栃木県体育館の利用料金の基準額 (1) 運動施設 ア 普通利用の場合 (ア) 本館、武道館及び別館の競技場並びに弓道場				別表（第10条、第13条関係） 1 栃木県体育館の利用料金の基準額 (1) 運動施設 ア 普通利用の場合 (ア) 本館、武道館及び別館の競技場並びに弓道場											
<table border="1"> <tr> <td>利用時間 利用者</td> <td>午前9時から午後1時まで</td> <td>午後1時から午後5時まで</td> <td>午後5時から午後9時まで</td> </tr> </table>	利用時間 利用者	午前9時から午後1時まで	午後1時から午後5時まで	午後5時から午後9時まで				<table border="1"> <tr> <td>利用時間 利用者</td> <td>午前9時から午後1時まで</td> <td>午後1時から午後5時まで</td> <td>午後5時から午後9時まで</td> </tr> </table>	利用時間 利用者	午前9時から午後1時まで	午後1時から午後5時まで	午後5時から午後9時まで			
利用時間 利用者	午前9時から午後1時まで	午後1時から午後5時まで	午後5時から午後9時まで												
利用時間 利用者	午前9時から午後1時まで	午後1時から午後5時まで	午後5時から午後9時まで												
略				略											
<table border="1"> <tr> <td>その他の者 (1人1回につき)</td> <td><u>330円</u></td> <td><u>330円</u></td> <td><u>330円</u></td> </tr> </table>	その他の者 (1人1回につき)	<u>330円</u>	<u>330円</u>	<u>330円</u>				<table border="1"> <tr> <td>その他の者 (1人1回につき)</td> <td><u>320円</u></td> <td><u>320円</u></td> <td><u>320円</u></td> </tr> </table>	その他の者 (1人1回につき)	<u>320円</u>	<u>320円</u>	<u>320円</u>			
その他の者 (1人1回につき)	<u>330円</u>	<u>330円</u>	<u>330円</u>												
その他の者 (1人1回につき)	<u>320円</u>	<u>320円</u>	<u>320円</u>												
(イ) プール				(イ) プール											

利用者 \ 利用時間 午前 9 時から 午後 9 時まで		高校生等以下 (1人1回につき)	<u>220円</u>
		略	
イ 略			
(2)・(3) 略			
備考 略			
2～7 略			

利用者 \ 利用時間 午前 9 時から 午後 9 時まで		高校生等以下 (1人1回につき)	<u>210円</u>
		略	
イ 略			
(2)・(3) 略			
備考 略			
2～7 略			

別表一栃木県体育館の利用料金の基準額の部(1)運動施設の入場料利用の場合の項(ア)本館の競技場の表を次のように改める。

(ア) 本館の競技場

利用区分 \ 利用時間		午前 9 時から 午後 1 時まで	午後 1 時から 午後 5 時まで	午後 5 時から 午後 9 時まで
		アマチュア スポーツに 利用する 場 合	入場料を徴収 しない場合	4,710円
入場料を徴収 する 場 合	25,900円		38,900円	51,900円
アマチュア スポーツ 以外に利用 する場合	入場料を徴収 しない場合	27,900円	42,500円	56,000円
	入場料を徴収 する 場 合	153,000円	234,000円	311,000円

別表一栃木県体育館の利用料金の基準額の部(1)運動施設の入場料利用の場合の項(イ)別館の競技場の表を次のように改める。

(イ) 別館の競技場

利用区分 \ 利用時間		午前 9 時から 午後 1 時まで	午後 1 時から 午後 5 時まで	午後 5 時から 午後 9 時まで
		アマチュア スポーツに 利用する 場 合	入場料を徴収 しない場合	2,000円
入場料を徴収 する 場 合	11,000円		15,800円	22,500円

アマチュア スポーツ 以外に利用 する場合	入場料を徴収 しない場合	11,900円	17,500円	23,800円
	入場料を徴収 する場合	66,400円	97,400円	132,000円

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後		改正前		
別表(第10条、第13条関係) 1 栃木県体育館の利用料金の基準額 (1) 運動施設 ア 略 イ 専用利用の場合 (ア)～(エ) 略 (オ) プール		別表(第10条、第13条関係) 1 栃木県体育館の利用料金の基準額 (1) 運動施設 ア 略 イ 専用利用の場合 (ア)～(エ) 略 (オ) プール		
施設	利用時間 利用区分	午前9時から 午後9時まで (2時間につき)	午前9時から 午後9時まで (2時間につき)	
大 プ ール	入場料を徴収 しない場合	<u>20,100円</u>	<u>19,800円</u>	
	入場料を徴収 する場合	<u>111,000円</u>	<u>109,000円</u>	
小 プ ール	入場料を徴収 しない場合	<u>4,360円</u>	<u>4,290円</u>	
	入場料を徴収 する場合	<u>24,100円</u>	<u>23,700円</u>	
(2) 会議室		(2) 会議室		
施設 区分	利用 時間	午前9時 から午後 1時まで	午後1時 から午後 5時まで	午後5時 から午後 9時まで
本	大会 議室	<u>1,550円</u>	<u>2,000円</u>	<u>2,000円</u>
本	大会 議室	<u>1,530円</u>	<u>1,970円</u>	<u>1,970円</u>

館	小会議室	<u>980円</u>	<u>1,330円</u>	<u>1,330円</u>
プール館	会議室	<u>1,550円</u>	<u>2,000円</u>	<u>2,000円</u>
武道館	大会議室	<u>2,680円</u>	<u>3,360円</u>	<u>3,360円</u>
	小会議室	<u>1,550円</u>	<u>2,000円</u>	<u>2,000円</u>

館	小会議室	<u>970円</u>	<u>1,310円</u>	<u>1,310円</u>
プール館	会議室	<u>1,530円</u>	<u>1,970円</u>	<u>1,970円</u>
武道館	大会議室	<u>2,640円</u>	<u>3,300円</u>	<u>3,300円</u>
	小会議室	<u>1,530円</u>	<u>1,970円</u>	<u>1,970円</u>

(3) 略

備考 略

2 栃木県立日光霧降アイスアリーナの利用料金の基準額

(1) 競技場

ア 普通利用の場合

区 分	大人 (1 人につき)	小人 (1 人につき)
一般利用券による普通利用の場合	<u>1,330円</u>	<u>660円</u>
期間利用券による普通利用の場合	<u>20,000円</u>	<u>10,100円</u>

(3) 略

備考 略

2 栃木県立日光霧降アイスアリーナの利用料金の基準額

(1) 競技場

ア 普通利用の場合

区 分	大人 (1 人につき)	小人 (1 人につき)
一般利用券による普通利用の場合	<u>1,310円</u>	<u>650円</u>
期間利用券による普通利用の場合	<u>19,700円</u>	<u>9,930円</u>

イ 専用利用の場合

利用時間		午前 5 時 30 分から 午後 9 時まで (30 分につき)
アマチュアスポーツに利用する場合	入場料を徴収しない場合	<u>8,430円</u>
	入場料を徴収する	<u>13,800円</u>

イ 専用利用の場合

利用時間		午前 5 時 30 分から 午後 9 時まで (30 分につき)
アマチュアスポーツに利用する場合	入場料を徴収しない場合	<u>8,280円</u>
	入場料を徴収する	<u>13,600円</u>

	場 合			場 合		
アマチュアスポーツ以外に利用する場合	入場料を徴収しない場合	<u>13,800円</u>		アマチュアスポーツ以外に利用する場合	入場料を徴収しない場合	<u>13,600円</u>
	入場料を徴収する場合	<u>22,300円</u>			入場料を徴収する場合	<u>21,900円</u>
(2)・(3) 略 備考 略 3～7 略			(2)・(3) 略 備考 略 3～7 略			

別表3 栃木県スポーツセンター使用料の一部(1)運動施設の数を次のように改める。

(1) 運動施設

ア メイングラウンド

利用区分		利用時間	午前9時から 午後1時まで	午後1時から 午後5時まで	午後5時から 午後9時まで
アマチュアスポーツに利用する場合	入場料を徴収しない場合		11,100円	13,800円	16,700円
	入場料を徴収する場合		27,900円	35,100円	42,000円
アマチュアスポーツ以外に利用する場合	入場料を徴収しない場合		27,900円	35,100円	42,000円
	入場料を徴収する場合		279,000円	351,000円	420,000円

イ サブグラウンド

利用区分		利用時間	午前9時から 午後1時まで	午後1時から 午後5時まで	午後5時から 午後9時まで
アマチュアスポーツに利用する場合	入場料を徴収しない場合		5,720円	7,190円	8,640円
	入場料を徴収する場合		14,200円	17,800円	21,400円